

第三期
島本町子ども・子育て支援事業計画

【素案】

令和7(2025)年3月

島 本 町

島本町教育委員会

目 次

第1章 島本町子ども・子育て支援事業計画について	1
1-1 計画策定の趣旨	2
1-2 計画の位置付け	3
1 法的位置付け	3
2 本町における計画の位置付け	3
3 計画期間	4
1-3 計画の策定体制	5
1 アンケート調査の実施	5
2 第二期計画の検証	5
3 「島本町子ども・子育て会議」における検討	5
4 パブリックコメントの実施	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況と課題	6
2-1 既存の統計データからみる状況	7
1 人口等の動向	7
2 世帯・就労の動向	10
2-2 保育所・幼稚園等、小中学校の状況	12
1 保育所等の児童数	12
2 保育所等の待機児童数等	13
3 幼稚園の児童数	13
4 小学校の児童数	14
5 中学校の生徒数	14
2-3 アンケート調査からみる状況	15
1 調査の実施方法と配布・回収状況	15
2 調査結果の概要	16
2-4 第二期計画における提供状況	28
1 認定区分について	28
2 教育・保育の提供状況	28
3 地域子ども・子育て支援事業の提供状況	30
2-5 第二期計画の主な取組の評価	36
基本目標1 質の高い教育・保育や子ども・子育て支援の充実	36
基本目標2 すべての子どもが健やかに育つための切れ目のない支援	37
基本目標3 生きる力を育む教育環境づくり	40
基本目標4 みんなで子育てを見守り、支え合う地域社会の構築	41
基本目標5 安全で安心して子育てができる環境の整備	43
基本目標6 支援が必要な子どもや家庭に優しい環境づくり	44
2-6 今後の課題	46
課題1 すべての子どもの育ちと子育て世帯を支える総合的な支援・体制の整備	46
課題2 子育て世帯へのきめ細かな相談体制づくり	46

課題3	子育て家庭への情報提供の充実	46
課題4	親子が安心して集い、子どもが安全に遊べる場の充実	47
課題5	子どもや子育て家庭を支える地域づくり	47
第3章	計画の基本的な考え方	48
3-1	基本理念と基本的な視点	49
1	基本理念	49
2	基本的な視点	49
3-2	基本目標	50
基本目標1	質の高い教育・保育や子ども・子育て支援の充実	50
基本目標2	すべての子どもが健やかに育つための切れ目のない支援	50
基本目標3	生きる力を育む教育環境づくり	50
基本目標4	みんなで子育てを見守り、支え合う地域社会の構築	50
基本目標5	安全で安心して子育てができる環境の整備	51
基本目標6	支援が必要な子どもや家庭に優しい環境づくり	51
3-3	施策の体系	52
第4章	量の見込みと供給体制	53
4-1	量の見込みの算出方法	54
4-2	子ども人口の推計	55
1	計画期間における子ども人口の推計	55
2	子ども人口の動向	56
4-3	教育・保育の量の見込みと提供体制	57
1	教育・保育の提供区域	57
2	認定区分	57
3	教育・保育の量の見込みと提供体制	58
4-4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	59
1	利用者支援事業	59
2	地域子育て支援拠点事業	59
3	妊婦健康診査事業	60
4	乳児家庭全戸訪問事業	60
5	養育支援訪問事業	60
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	61
7	一時預かり事業	61
8	延長保育事業（時間外保育事業）	62
9	病児・病後児保育事業	62
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	62
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	63
12	産後ケア事業	64
13	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	64
14	妊婦等包括相談支援事業	64
15	子育て世帯訪問支援事業	65

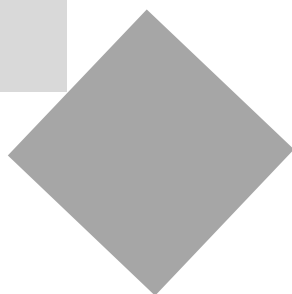
16	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	65
17	児童育成支援拠点事業	65
18	親子関係形成支援事業	65
19	実費徴収に係る補足給付を行う事業	65
20	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	66
第5章	施策の展開	67
基本目標1	質の高い教育・保育や子ども・子育て支援の充実	68
1-1	教育・保育環境の整備	68
1-2	就学前の教育・保育内容の充実	68
1-3	子どもの居場所の充実	69
基本目標2	すべての子どもが健やかに育つための切れ目のない支援	70
2-1	妊娠・出産期からの切れ目のない支援	70
2-2	子どもと家族の健康な生活の支援	71
2-3	健康な心身を育てる食育の推進	72
2-4	子どもの健全育成	73
2-5	親育ちを支援するサービスの充実	74
基本目標3	生きる力を育む教育環境づくり	75
3-1	確かな学力向上等に向けた取組	75
3-2	豊かな心の育成に向けた取組	76
3-3	健やかな体の育成に向けた取組	76
基本目標4	みんなで子育てを見守り、支え合う地域社会の構築	78
4-1	子育て支援ネットワークの推進と子育ての仲間づくりの場の提供	78
4-2	地域の子育て力の向上	78
4-3	ワーク・ライフ・バランスと男女共同参画の推進	79
4-4	多様な保育ニーズに対応したサービスの提供	79
基本目標5	安全で安心して子育てができる環境の整備	81
5-1	安全・安心な子どもの生活環境の整備	81
5-2	子どもの交通安全の確保	82
5-3	子どもを取り巻く有害環境対策	83
基本目標6	支援が必要な子どもや家庭に優しい環境づくり	84
6-1	ひとり親家庭の自立支援	84
6-2	子育ての経済的負担の軽減	84
6-3	虐待防止等要支援児童対策	85
6-4	社会的な支援を要する子どもと家庭への支援	86
第6章	計画の推進にむけて	88
6-1	計画の推進にむけて	89

資料編	90
資料 1 計画の策定過程	91
資料 2 島本町執行機関の附属機関に関する条例（抜粋）	92
資料 3 島本町子ども・子育て会議規則	93
資料 4 島本町子ども・子育て会議委員名簿	95
資料 5 島本町子ども・子育て支援事業計画調整会議設置要綱	96
資料 6 用語集	98

第1章

島本町

子ども・子育て支援事業計画について



1-1 計画策定の趣旨

現在、少子化や核家族化の進行、働き方の変化、地域のつながりの希薄化など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

国では、平成 24 年度にすべての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指した「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、平成 27 年度より、子ども・子育て支援新制度が施行されました。

これに伴い、島本町（以下「本町」という。）では「すべての子どもが主体的な存在として尊重され、いきいきと育成される社会の形成」を基本理念とした「島本町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第一期計画」という。）を平成 27 年 3 月に策定し、すべての子どもがいきいきと自分らしく育ち、保護者が安心して子育てに取り組めるまちの実現に向け、様々な支援事業に取り組んできました。

また、第一期計画の進捗状況や課題を整理するとともに、幼児教育・保育の無償化の内容等を盛り込んだ令和 2 年度から令和 6 年度を計画期間とする「第二期島本町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第二期計画」という。）では、すべての子どもが安心できる環境の中で育ち、質の高い教育・保育等の子ども・子育て支援を受けることができるよう、様々な事業を進めてきたところです。

こうした中、令和 4 年 6 月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が成立し、令和 5 年 4 月には、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現するためのこども政策の司令塔として「こども家庭庁」が発足しました。

本町では、第一期計画及び第二期計画の基本理念を引き継ぎながら、国の動向を勘案することで、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行い、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、「第三期島本町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

1－2 計画の位置付け

1 法的位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、同法第60条に基づき内閣総理大臣が定める、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」を踏まえて策定するものです。

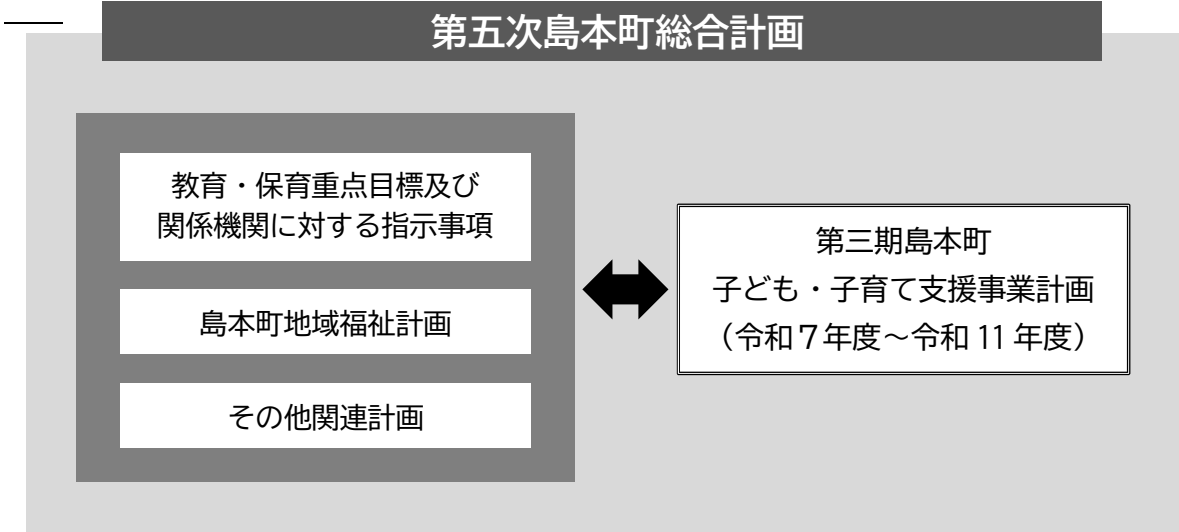
また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく、「市町村行動計画」を兼ねるものとして一体的に策定するものです。

【子ども・子育て支援法（第61条）】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（第8条）】

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。



2 計画期間

本計画では、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間として設定します。

和暦	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
西暦	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
計画	第二期 島本町子ども・子育て支援事業計画					第三期 島本町子ども・子育て支援事業計画 (本計画)				

1－3 計画の策定体制

1 アンケート調査の実施

本計画の策定に当たって、町内の就学前児童（0～5歳児）の保護者及び町内の小学生児童（小学1～6年生）の保護者に対し、「子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査」（以下「令和5年度調査」という。）を実施しました。

令和5年度調査の結果は、子育て支援施策の方向性を検討するための基礎資料として活用するとともに、本町における教育・保育施設や子育て支援事業のニーズ量の算出のために活用しています。

2 第二期計画の検証

第二期計画では、地域全体で子どもや子育てを見守り、支援する事業を推進してきました。本計画の策定に当たっては、第二期計画における令和2年度から令和6年度までの事業の実施状況を検証しました。

3 「島本町子ども・子育て会議」における検討

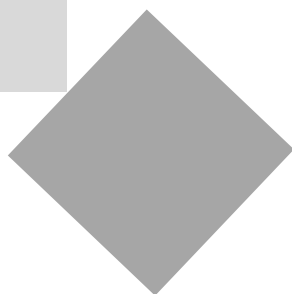
子ども・子育て支援に関する有識者や関係団体の代表者、教育関係者、保育関係者、子どもの保護者等で構成される「島本町子ども・子育て会議」において、計画内容について検討を行ってきました。

4 パブリックコメントの実施

パブリックコメントは、計画等の立案過程における町民参画を進めるとともに、説明責任を果たすことで、町政運営における公正性の確保及び透明性の向上を図るものです。計画の策定に当たり、計画案の趣旨や内容を公表し、お寄せいただいた町民からの意見や要望を計画に反映するように努めました。

第2章

子ども・子育てを取り巻く状況と課題

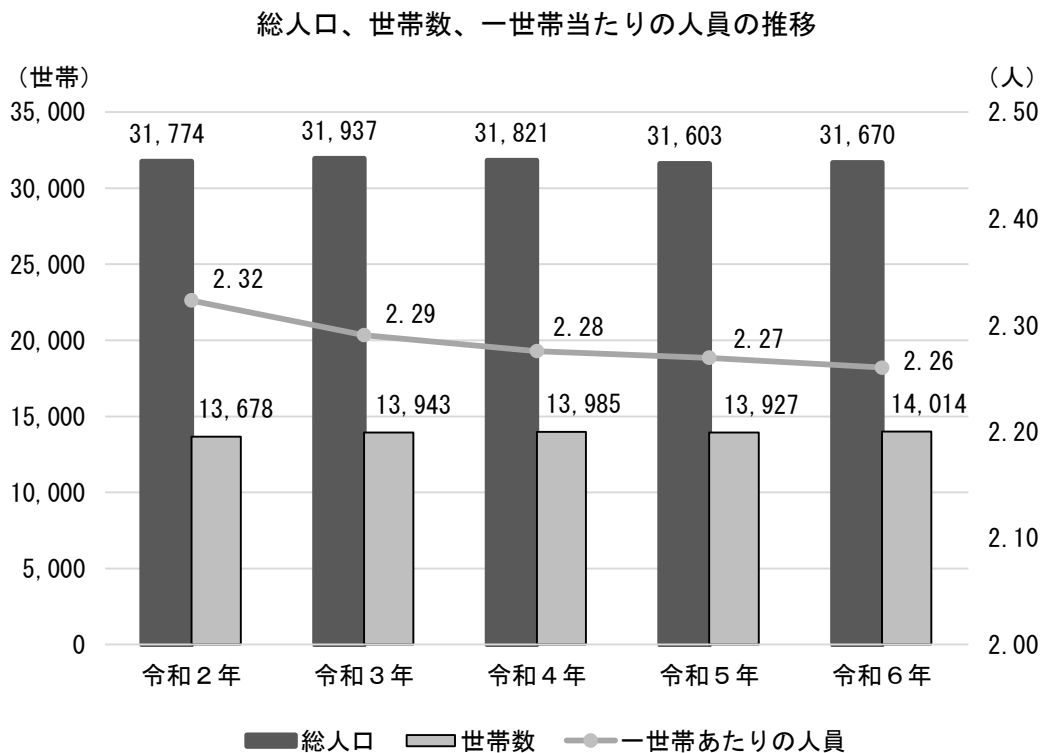


2-1 既存の統計データからみる状況

1 人口等の動向

(1) 総人口、世帯数等の推移

本町の総人口は令和2年の31,774人から大方横ばいの傾向となっており、令和6年には31,670人となっています。世帯数は令和5年において一時減少しているものの、全般としては増加傾向にあり、令和6年には14,014世帯となっています。一世帯当たりの人員に関しては、令和2年の2.32人から令和6年の2.26人まで一貫した減少傾向となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 自然・社会増減の推移

本町の令和元年から令和5年における自然・社会増減の推移をみると、自然増減については、令和3年以外は減少しています。社会増減については、令和3年及び4年が減少しています。人口動態の総数としては、令和3年、4年が減少、その他の年においては増加しています。

自然・社会増減の推移

単位：人

	自然増減		社会増減		人口動態		
	出生	死亡	転入	転出	自然増減	社会増減	総数
令和元年	255	263	1,738	961	△ 8	777	769
令和2年	259	277	1,213	954	△ 18	259	241
令和3年	274	268	1,056	1,078	6	△ 22	△ 16
令和4年	226	325	912	1,044	△ 99	△ 132	△ 231
令和5年	202	312	1,034	861	△ 110	173	63

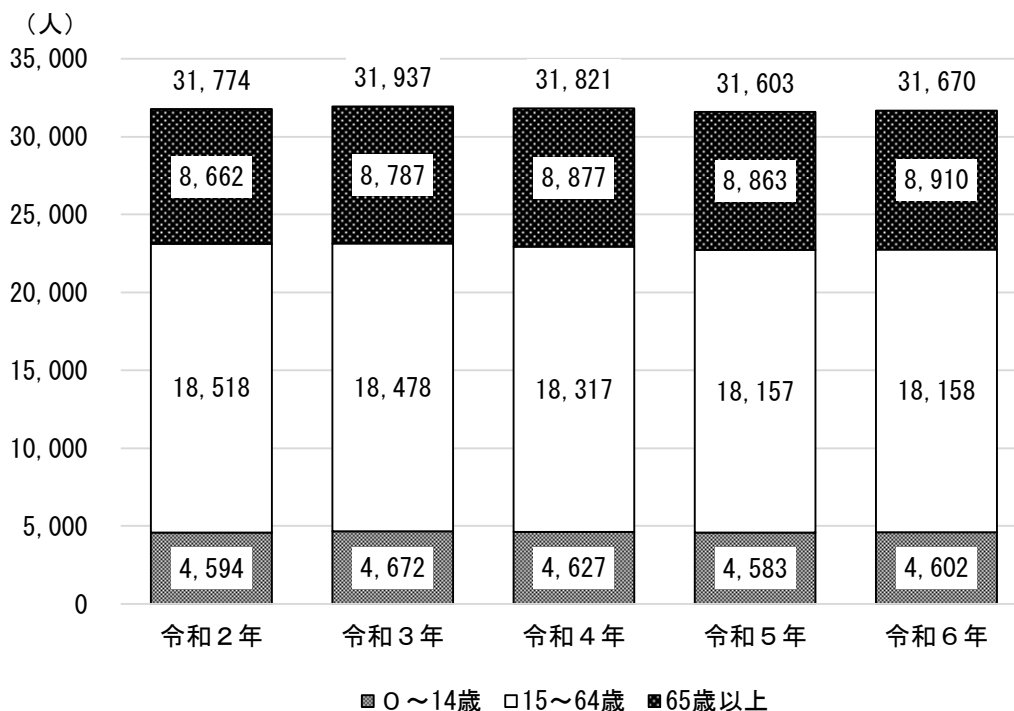
資料：出生数及び死亡数については人口動態調査。転入、転出については住民基本台帳人口移動報告。

(3) 人口構造の変化

本町の年齢3区分別による人口構造の推移をみると、「年少人口」は横ばいで推移しており、令和6年では4,602人となっています。「生産年齢人口」は令和2年から令和5年までは一貫した減少傾向が続き、その後は横ばいとなり、令和6年には18,158人となっています。「老年人口」は令和2年の8,662人から令和6年の8,910人まで概ね増加傾向となっています。

また、総人口における割合について、令和6年では、「年少人口」が14.5%、「生産年齢人口」が57.3%、「老年人口」が28.1%となっています。

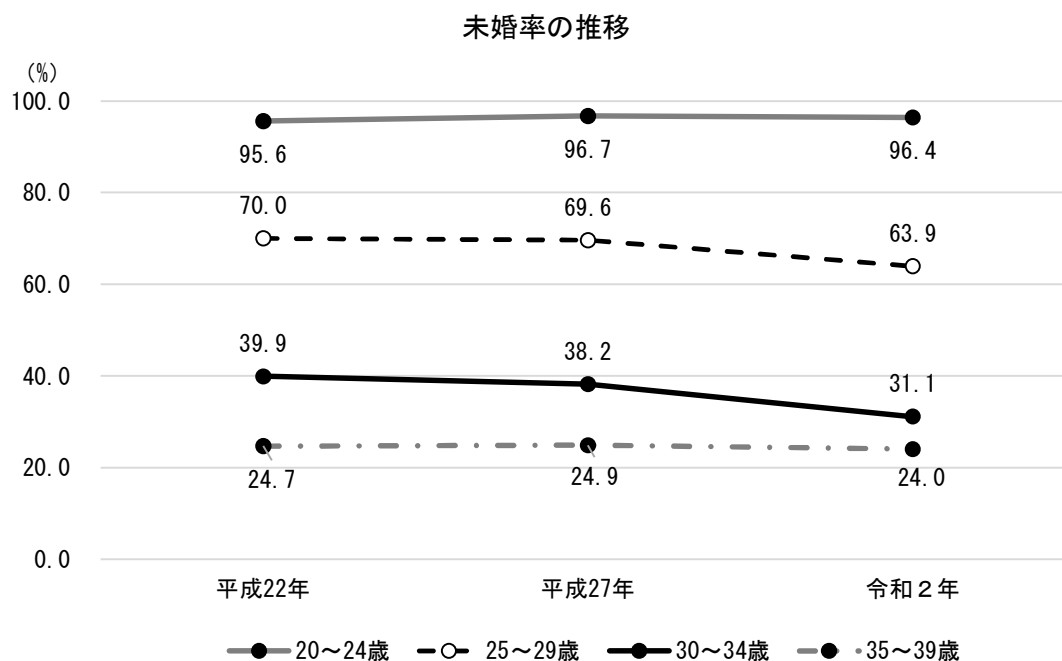
人口（3区分）の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

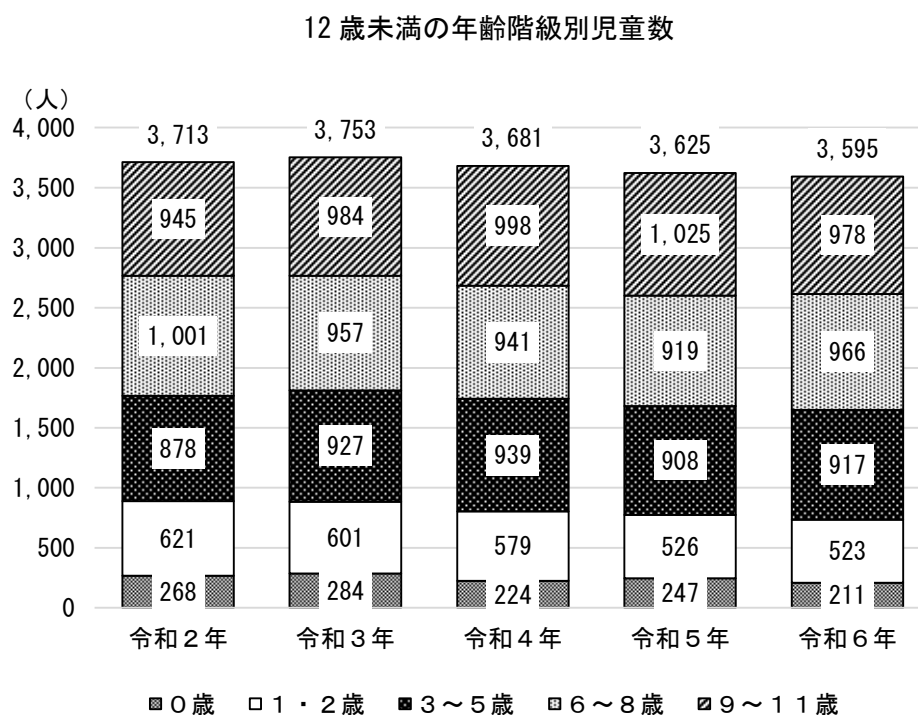
(4) 未婚率の状況

「20～24歳」及び「35～39歳」については、ほぼ横ばいの傾向であるのに対し、「25～29歳」及び「30～34歳」については、平成27年から令和2年にかけて減少しています。



(5) 児童数の推移

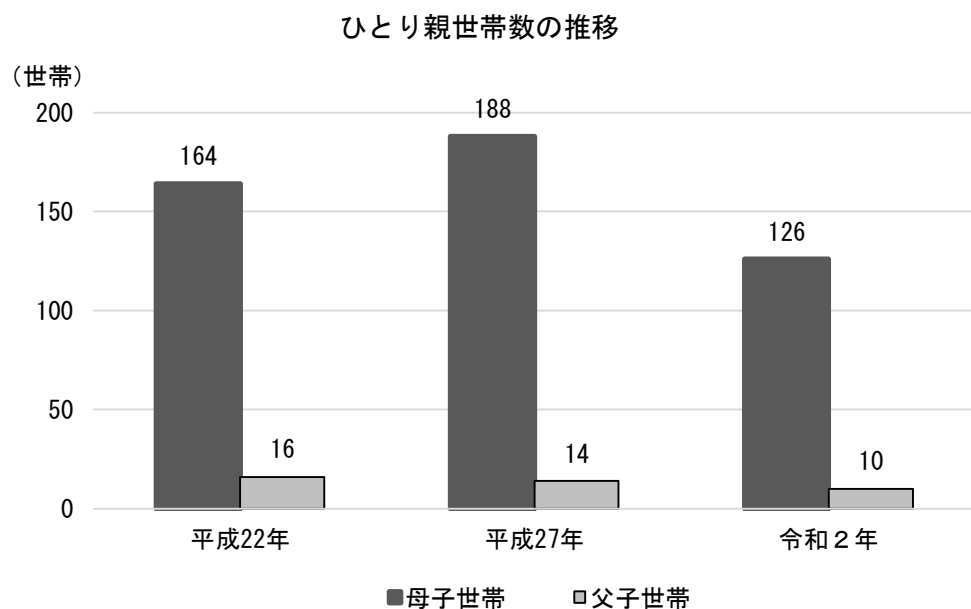
本町の0～11歳までの児童数の推移をみると、令和2年から令和3年にかけては増加したものの、以降は減少傾向が見られ、令和6年では3,595人となっています。



2 世帯・就労の動向

(1) ひとり親世帯の状況

母子世帯では、平成22年から平成27年にかけては増加しているものの、平成27年から令和2年にかけては大幅に減少して126世帯に至っています。父子世帯では、一貫した減少傾向にあり、令和2年では10世帯となっています。

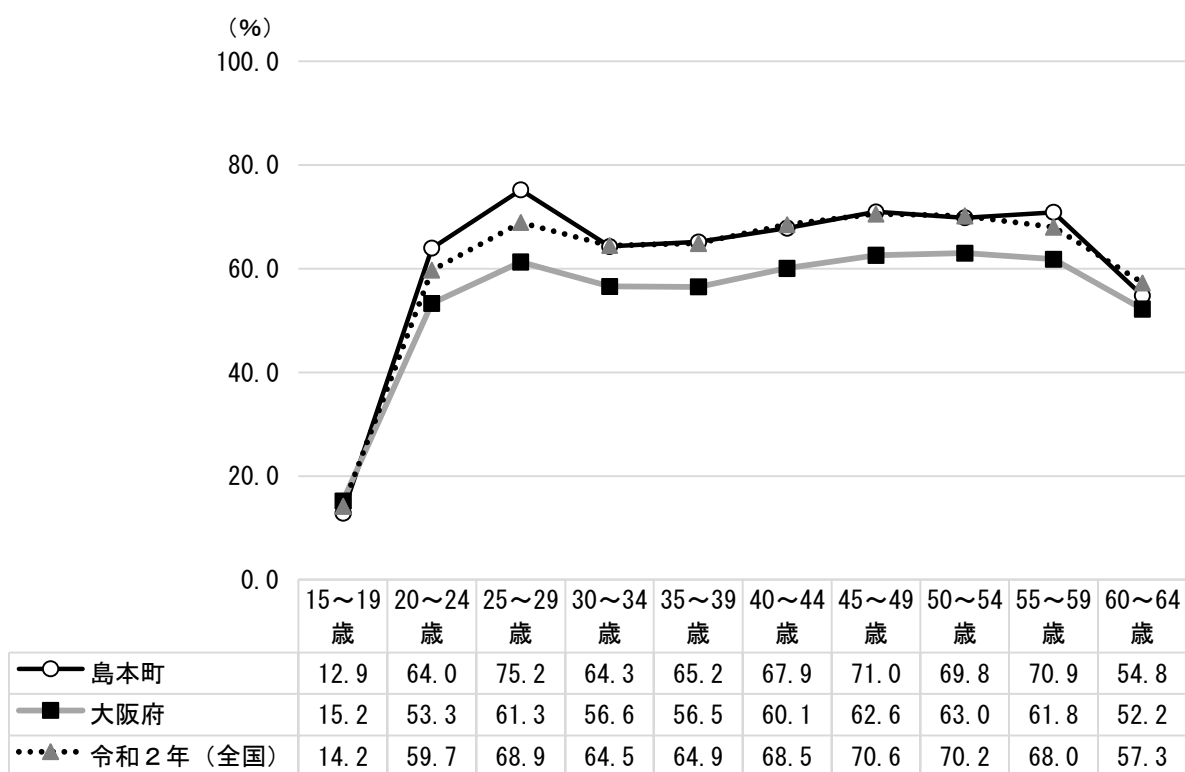


資料：国勢調査

(2) 就労の状況

本町の女性の就業率について大阪府と比較すると、「15～19歳」以外の年齢階級については高い数値となっています。特に「20～24歳」及び「25～29歳」の階級においては顕著に高くなっています。次に、全国と比較すると、「20～24歳」、「25～29歳」及び「55～59歳」の階級において、数値が高くなっています。

女性の年齢階級別就業率の比較（大阪府・全国）



資料：国勢調査

2-2 保育所・幼稚園等、小中学校の状況

1 保育所等の児童数

保育所等は、令和5年度において、公立が2か所、私立が9か所の合計11か所あり、入所児童数は、増減はあるものの、令和元年度の953人から令和5年の1,040人と87人増加しています。また、定員について、令和元年度では入所児童数が定員を大きく上回っておりましたが、「島本町保育基盤整備加速化方針」に基づく施設整備を行った結果、令和4年度から定員が入所児童数を上回りました。

年齢別児童数については、この5年間ですべての年齢において20%以上増加しており、特に0歳児については、80%程度増加と他の年齢と比べると突出した数値となっています。

■保育所等の児童数

単位：か所、人

	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	公立	私立	合計	公立	私立	合計	公立	私立	合計
保育所等数	2	7	9	2	8	10	2	8	10
入所児童数	290	474	764	248	598	846	247	681	928
定員	270	495	765	270	683	953	210	683	893

	令和4年度			令和5年度		
	公立	私立	合計	公立	私立	合計
保育所等数	2	9	11	2	9	11
入所児童数	230	779	1,009	219	821	1,040
定員	210	833	1,043	210	833	1,043

資料：島本町統計書（各年度3月1日）

■保育所等の年齢別児童数

単位：人

	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	公立	私立	合計	公立	私立	合計	公立	私立	合計
0歳児	9	53	62	12	88	100	15	83	98
1歳児	36	86	122	24	122	146	32	128	160
2歳児	51	100	151	43	118	161	43	131	174
3歳児	63	83	146	59	104	163	46	136	182
4歳児	56	78	134	55	88	143	56	114	170
5歳児	75	74	149	55	78	133	55	89	144
合計	290	474	764	248	598	846	247	681	928

	令和4年度			令和5年度		
	公立	私立	合計	公立	私立	合計
0歳児	19	87	106	25	87	112
1歳児	27	146	173	27	135	162
2歳児	35	145	180	33	163	196
3歳児	44	145	189	41	152	193
4歳児	49	138	187	45	145	190
5歳児	56	118	174	48	138	186
合計	230	779	1009	219	820	1039

資料：島本町統計書（各年度3月1日）

2 保育所等の待機児童数等

待機児童数及び保留児童数について、待機児童数は令和4年度以降年間を通して0人を維持しています。

■保育所等の待機児童数等

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
待機児童数	5	0	0
保留児童数	92	65	86
合計	97	65	86

資料：保育所等の利用者数及び待機児童数表（各年度3月1日）

3 幼稚園の児童数

幼稚園は、公立1園、私立1園の合計2園あり、児童数は、令和2年度の429人から令和6年度の277人と、大幅な減少傾向にあります。

■幼稚園の児童数

単位：人

	公立	私立	合 計
	第一幼稚園	山崎幼稚園	
令和2年度	116	313	429
令和3年度	84	296	380
令和4年度	58	273	331
令和5年度	36	247	283
令和6年度	35	242	277

資料：島本町統計書・学校基本調査（各年度5月1日）

4 小学校の児童数

小学校の児童数について、第三小学校は令和元年度の341人から令和6年度の273人に減少しています。一方、第一小学校は同期間において376人から434人に、第二小学校は564人から599人に、第四小学校では597人から633人に、それぞれ増加しています。

■小学校の生徒数

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第一小学校	376	388	405	412	412	434
第二小学校	564	594	592	589	589	599
第三小学校	341	321	306	288	279	273
第四小学校	597	632	634	646	651	633
合計	1,878	1,935	1,937	1,935	1,931	1,939

資料：島本町統計書・学校基本調査（各年度5月1日）

5 中学校の生徒数

中学校の生徒数について、第一中学校では、令和元年度の363人から令和6年度の451人に増加しています。第二中学校についても、同期間において、402人から461人に増加しています。

■中学校の生徒数

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第一中学校	363	390	426	440	451	451
第二中学校	402	398	407	402	423	461
合計	765	788	833	842	874	912

資料：島本町統計書・学校基本調査（各年度5月1日）

2-3 アンケート調査からみる状況

1 調査の実施方法と配布・回収状況

- 調査地域：島本町内全域
- 調査対象者：島本町内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童調査）
島本町内在住の「小学生児童」のいる世帯・保護者（小学生児童調査）
- 抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童1,433人、小学生1,518人の合計2,951人を全数調査
- 調査期間：令和6年1月30日（火）～2月20日（火）
- 調査方法：WEB（電子フォーム）による実施

調査票	配布数	有効回答数	回収率
就学前児童	1,433件	779件	54.4%
小学生児童	1,518件	890件	58.6%
合 計	2,951件	1,669件	56.6%

※回収率＝有効回答数÷配布数

（参考）前回調査（平成30年度実施）

調査票	配布数	有効回答数	回収率
就学前児童	1,435件	746件	52.0%
小学生児童	1,460件	699件	47.9%
合 計	2,895件	1,445件	49.9%

※回収率＝有効回答数÷配布数

2 調査結果の概要

本項においては、アンケート調査結果の一部を掲載しています。また、設問及び回答項目の表現については、計画本文における掲載という趣旨に合わせて一部表現を修正しています。

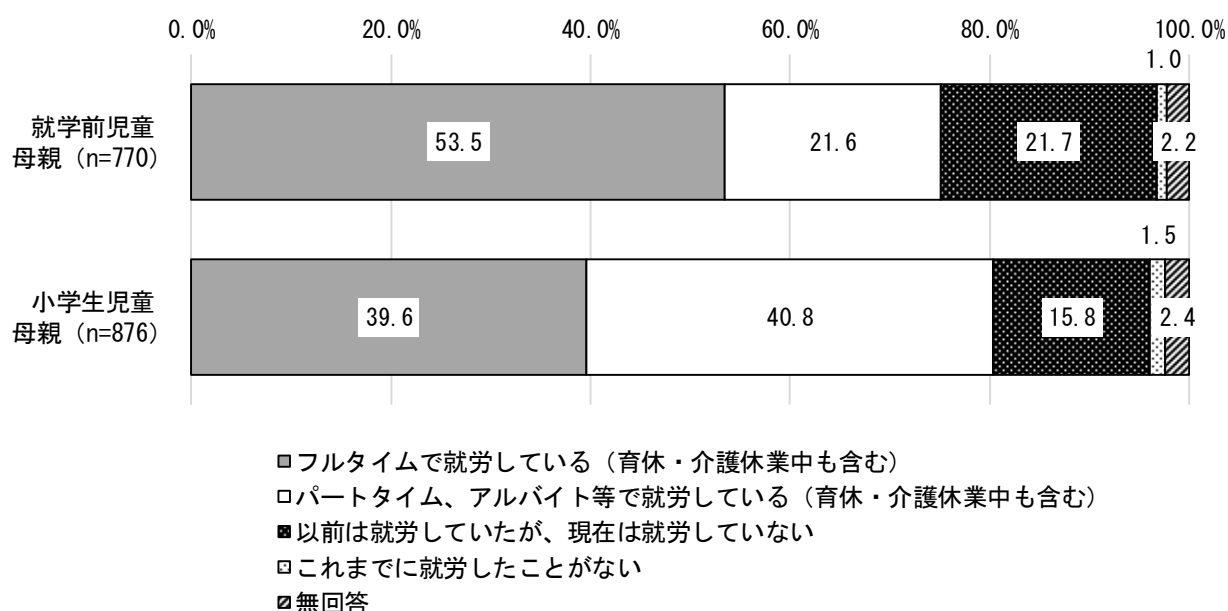
(1) 母親の現在の就労状況

就学前児童では、「フルタイムで就労している（育休・介護休業中も含む）」の53.5%が最も多く、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の21.7%、「パートタイム、アルバイト等で就労している（育休・介護休業中も含む）」の21.6%と続いています。

小学生児童では、「パートタイム、アルバイト等で就労している（育休・介護休業中も含む）」の40.8%が最も多く、「フルタイムで就労している（育休・介護休業中も含む）」の39.6%と続いています。

[就学前問8、小学生問8]

■ 母親の現在の就労状況

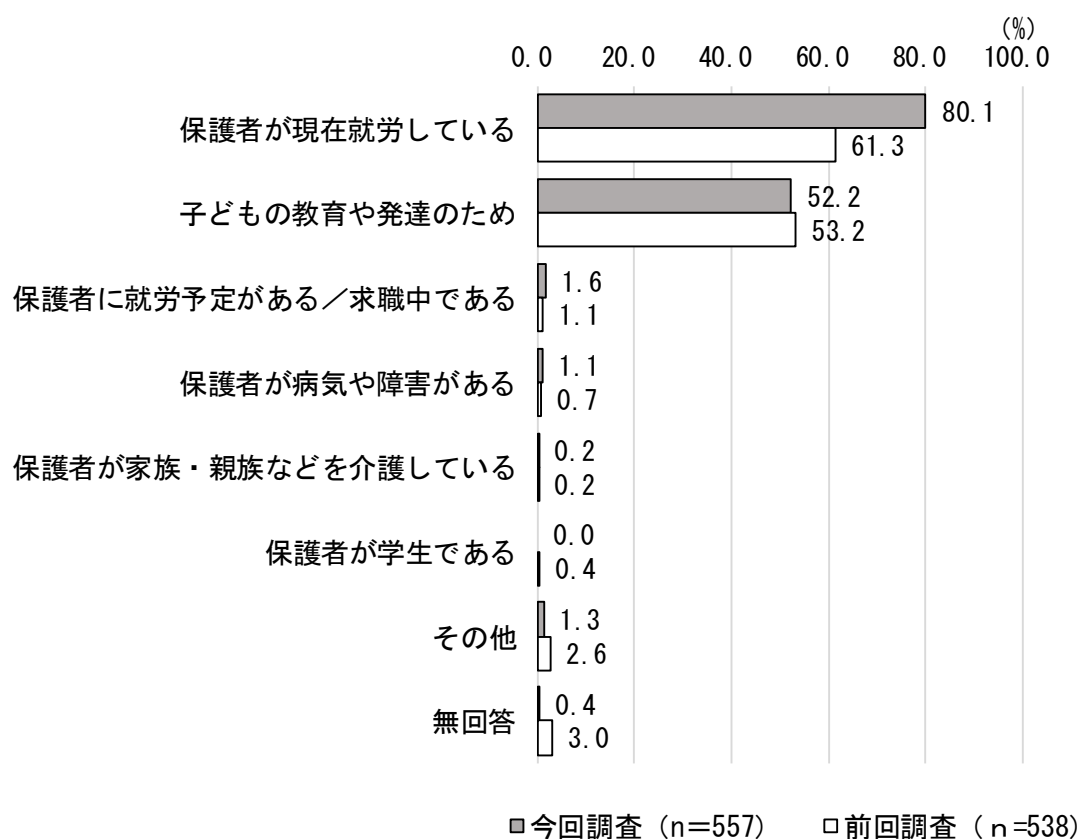


(2) 平日に幼稚園や保育所等の「定期的な教育・保育」施設・事業を利用している理由
「定期的な教育・保育」施設・事業を利用している方のうち、利用している理由について、「保護者が現在就労している」が80.1%と最も多く、「子どもの教育や発達のため」が52.2%と続いています。

前回調査結果では、「保護者が現在就労している」が61.3%と最も多く、「子どもの教育や発達のため」が53.2%と続いています。

[就学前問10-2]

■平日に幼稚園や保育所等の「定期的な教育・保育」施設・事業を利用している理由

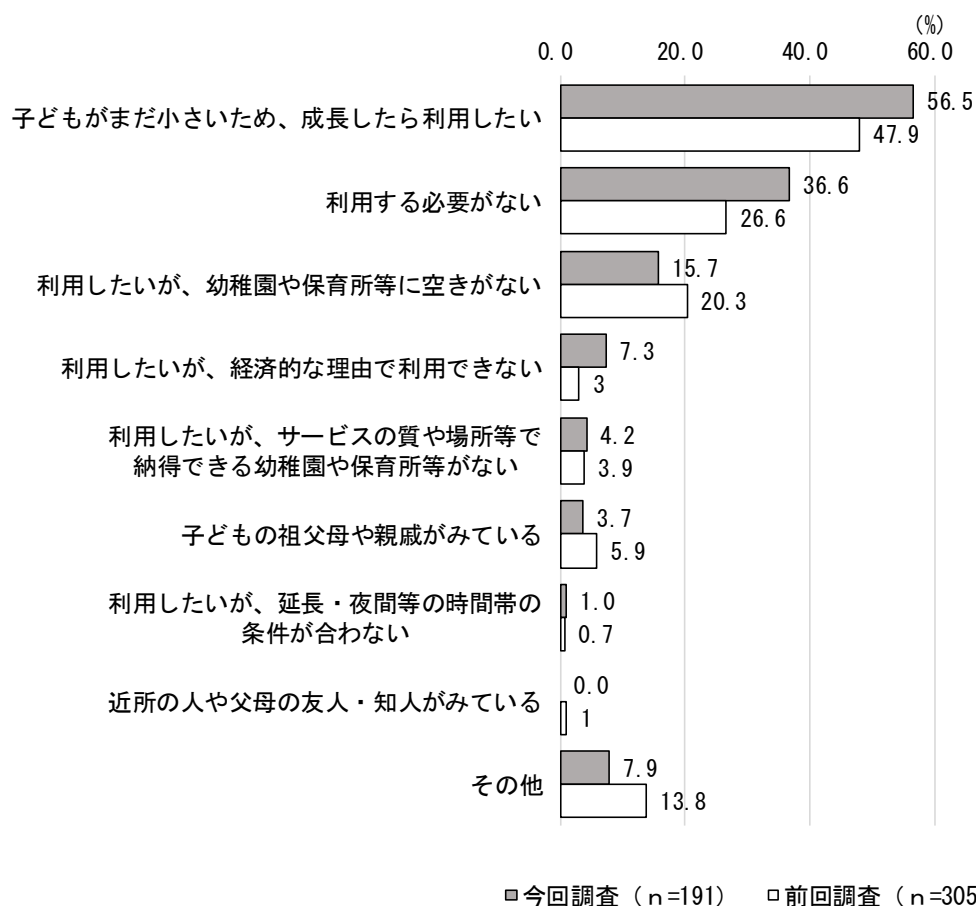


(3) 平日に幼稚園や保育所等の「定期的な教育・保育」施設・事業を利用していない理由
「定期的な教育・保育」施設・事業を利用していない方のうち、利用していない理由について、
「子どもがまだ小さいため、成長したら利用したい」が56.5%、「利用する必要がある」が36.6%と続いています。

前回調査結果では、「子どもがまだ小さいため、成長したら利用したい」が47.9%、「利用する必要がある」が26.6%と続いています。

[就学前問10-3]

■平日に幼稚園や保育所等の「定期的な教育・保育」施設・事業を利用していない理由



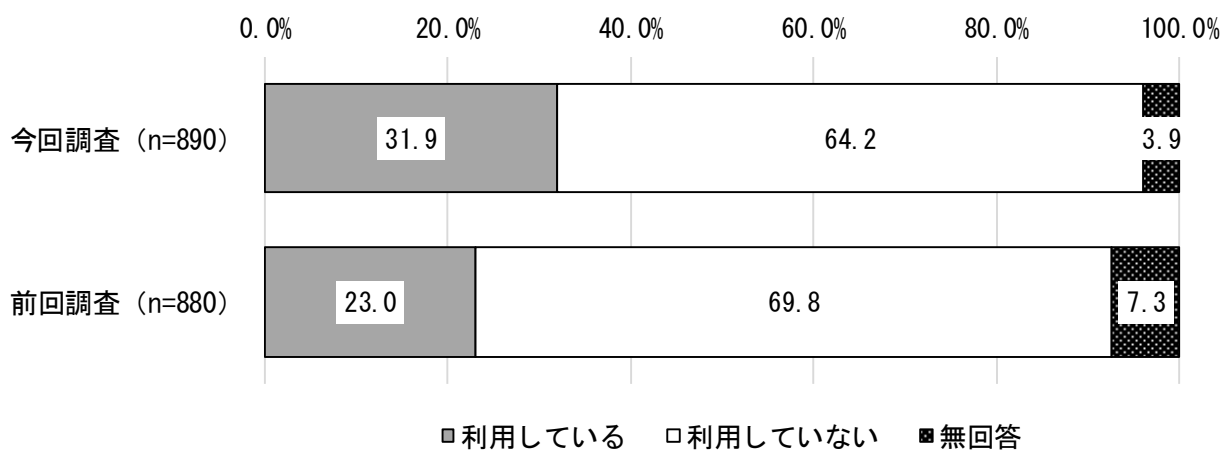
(4) 学童保育室の利用について

「利用している」が31.9%、「利用していない」が64.2%となっています。

前回調査結果では、「利用している」が23.0%、「利用していない」が69.8%となっています。

■学童保育室の利用について

[小学生問9]



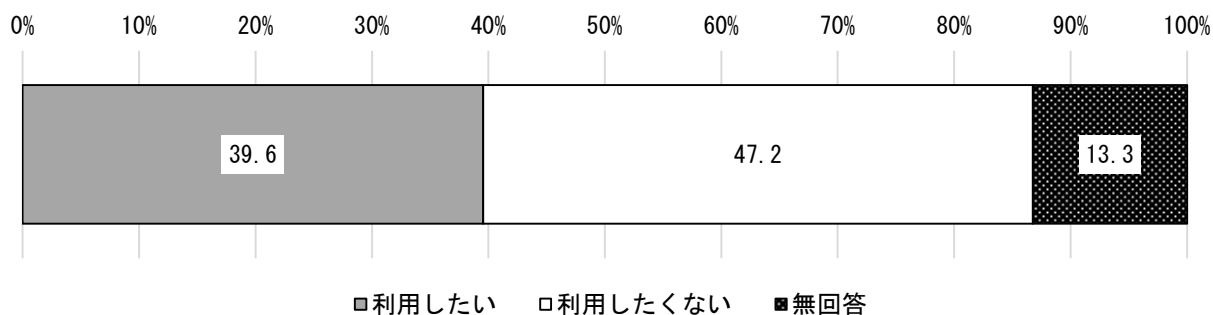
(5) 今後の学童保育室の利用希望

「利用したい」が39.6%、「利用したくない」が47.2%となっています。

[小学生問10]

■今後の学童保育室の利用希望

n=890



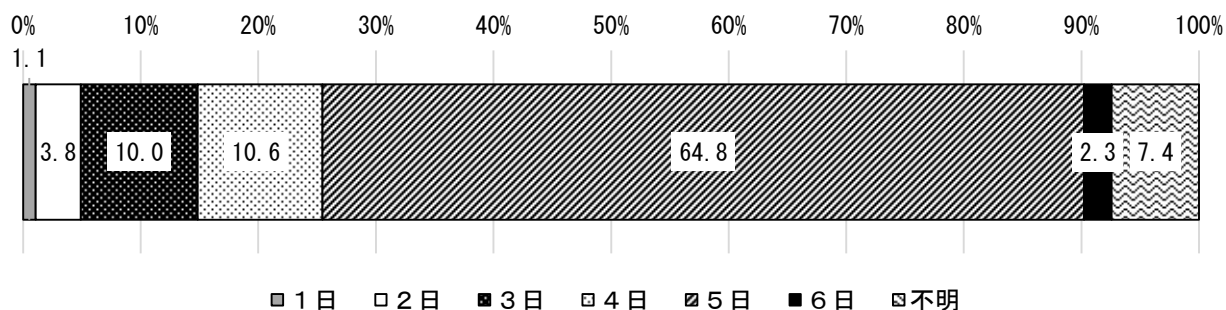
（６）１週当たりの利用希望日数

「５日」が64.8%と最も多く、「４日」（10.6%）、「３日」（10.0%）と続いています。

[小学生問10]

■ １週当たりの利用希望日数

n=471



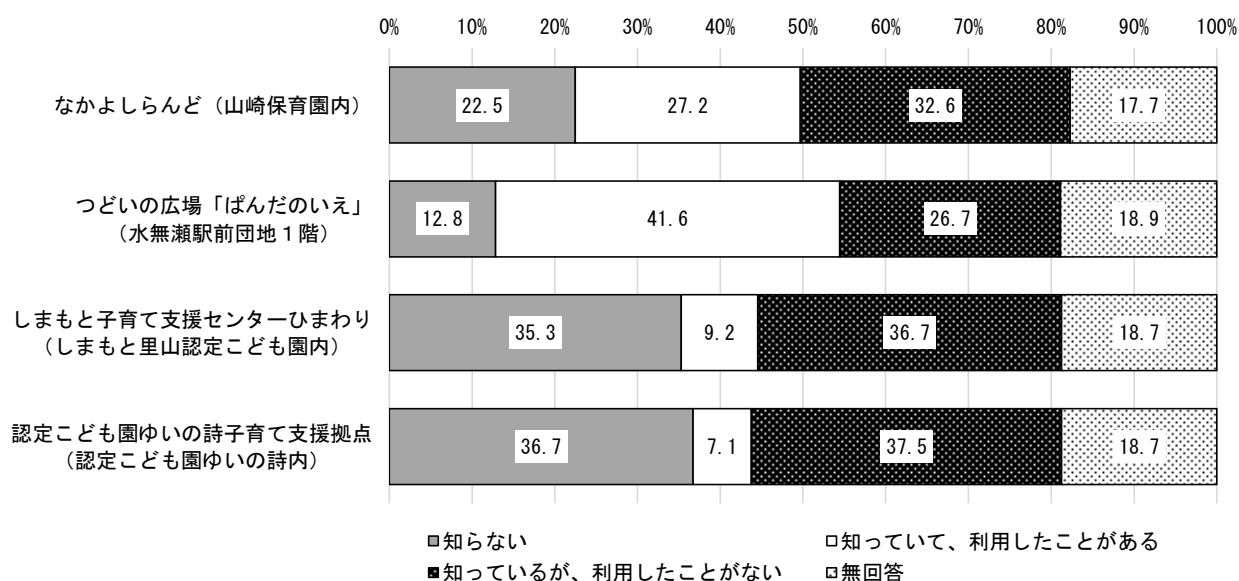
（７）つどいの広場や子育て支援センター等についての認知度、利用度について

「知っていて、利用したことがある」では、「つどいの広場『ぱんだのいえ』（水無瀬駅前団地 1階）」の41.6%が最も多く、続いて「なかよしらんど（山崎保育園内）」の27.2%となっています。「知らない」では、「認定こども園ゆいの詩子育て支援拠点（認定こども園ゆいの詩内）」の36.7%が最も多く、「しまもと子育て支援センターひまわり（しまもと里山認定こども園内）」が35.3%と続いています。「知っているが、利用したことがない」では、「つどいの広場『ぱんだのいえ』（水無瀬駅前団地 1階）」の26.7%が最も低くなっています（他の項目はすべて30%台）。

[就学前問17]

■ つどいの広場や子育て支援センター等についての認知度、利用度について

n=779



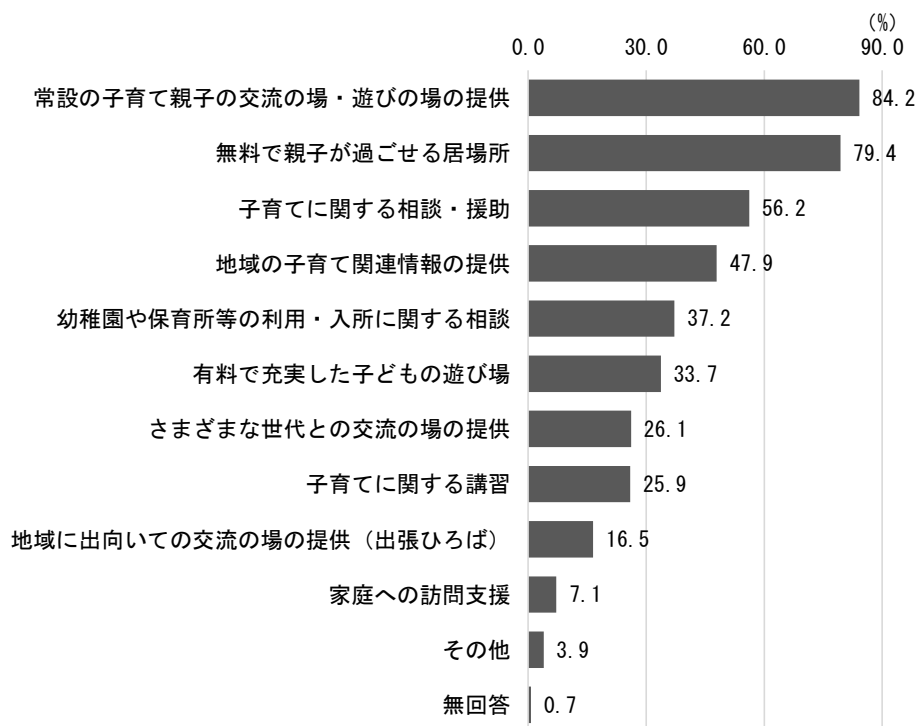
(8) 地域子育て支援拠点事業を利用するに当たって利用したいサービス

「常設の子育て親子の交流の場・遊びの場の提供」が84.2%と最も多く、「無料で親子が過ごせる居場所」が79.4%、「子育てに関する相談・援助」が56.2%と続いています。

[就学前問17-1]

■つどいの広場や子育て支援センター等についての認知度、利用度について

n=436



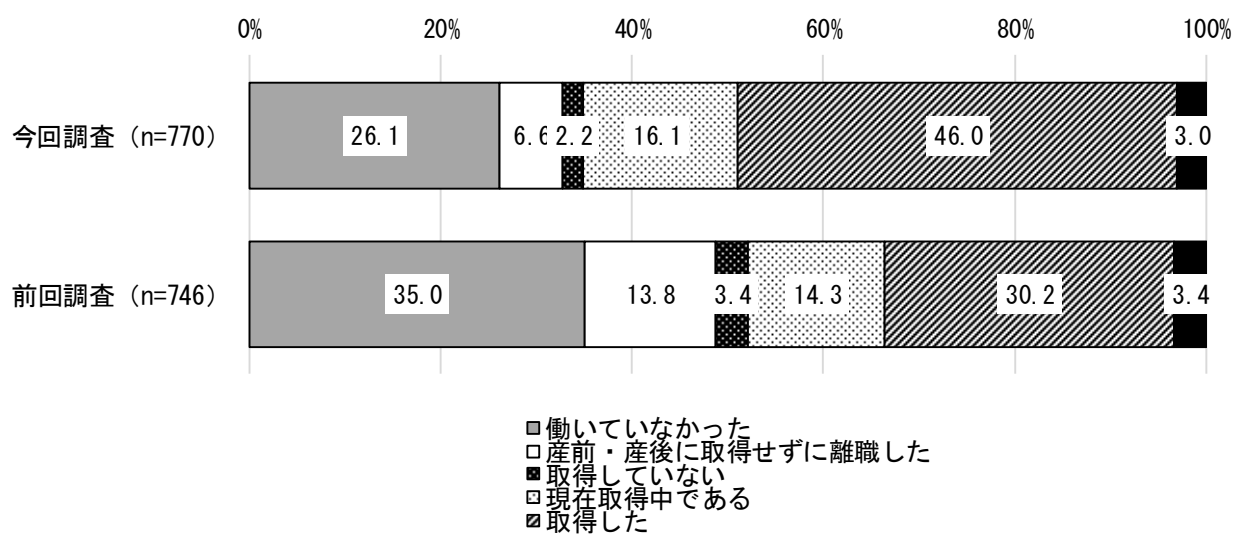
(9) お子さんが生まれたときの育児休業の取得

母親の育児休業の取得について、「取得した」が46.0%と最も多く、「働いていなかった」(26.1%)、「現在取得中である」(16.1%)と続いています。前回調査では、「働いていなかった」が35.0%と最も多く、「取得した」が30.2%と続いています。

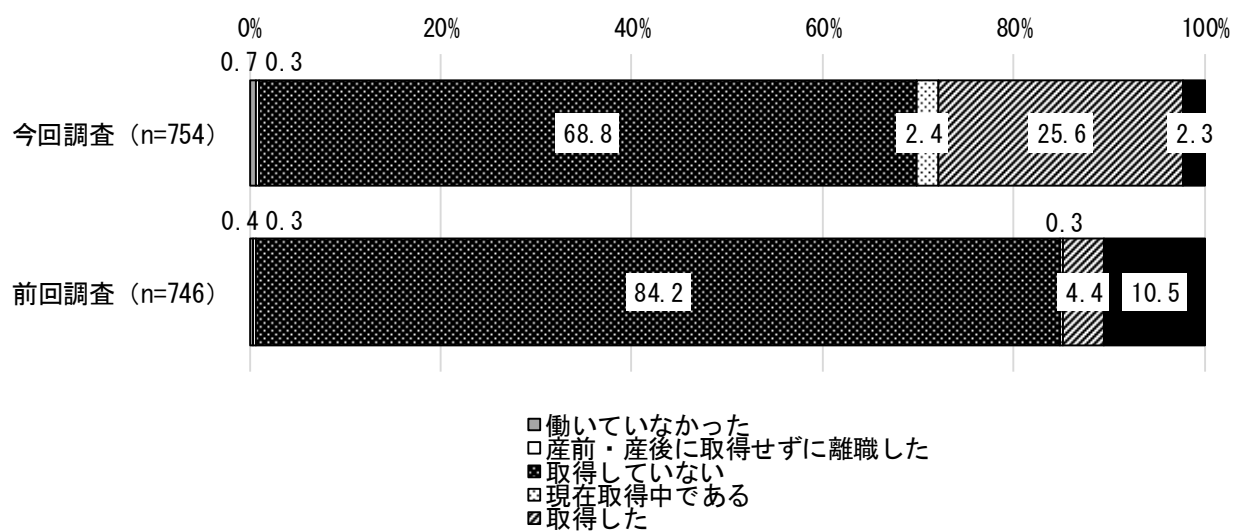
父親については、「取得していない」が68.8%と最も多く、「取得した」が25.6%と続いています。前回調査では、「取得していない」が84.2%と最も多くなっています。

[就学前問9]

■ お子さんが生まれたときの育児休業の取得（母親）



■ お子さんが生まれたときの育児休業の取得（父親）



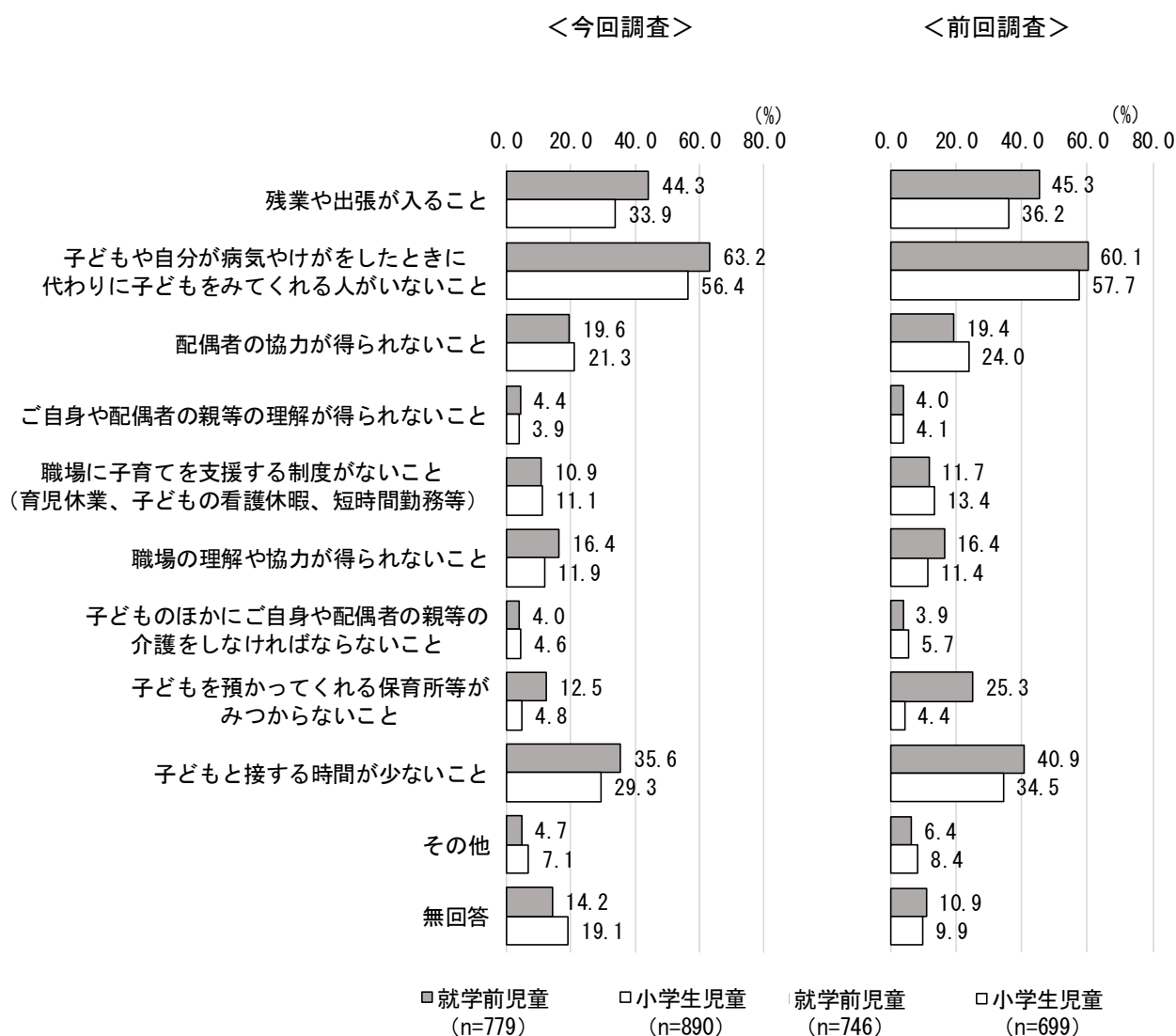
(10) 仕事と子育てを両立させるうえで大変だと思うこと

就学前児童、小学生児童共に、「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」がそれぞれ63.2%、56.4%と最も多く、「残業や出張が入ること」がそれぞれ44.3%、33.9%と続いています。

前回調査では、就学前児童、小学生児童共に、「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」がそれぞれ60.1%、57.7%と最も多く、「残業や出張が入ること」がそれぞれ45.3%、36.2%と続いています。

[就学前問26、小学生問18]

■仕事と子育てを両立させるうえで大変だと思うこと



(11) 近所で日常的にちょっとした子どもの話や世間話をする人の有無

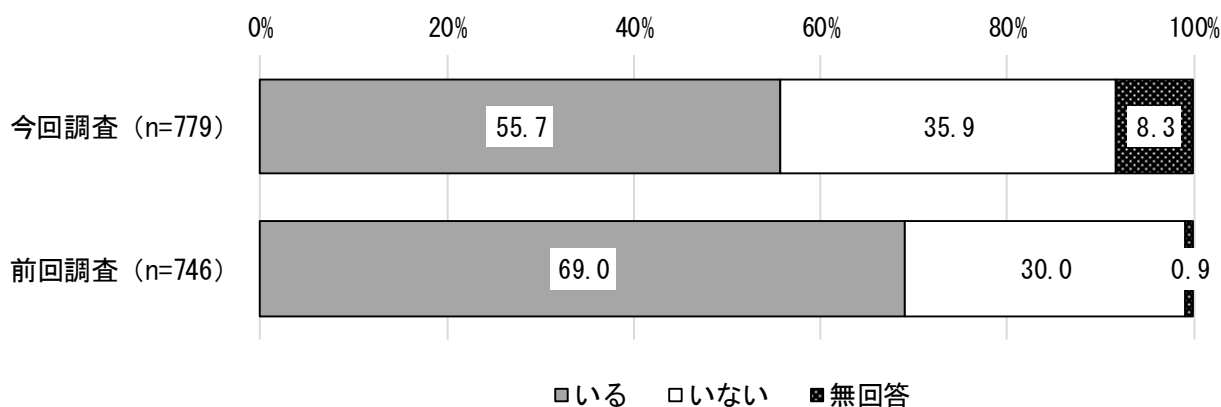
就学前児童では、「いる」が55.7%、「いない」が35.9%となっています。前回調査では、「いる」が69.0%、「いない」が30.0%となっています。

小学生児童では、「いる」が62.8%、「いない」が23.5%となっています。前回調査では、「いる」が76.7%、「いない」が20.0%となっています。

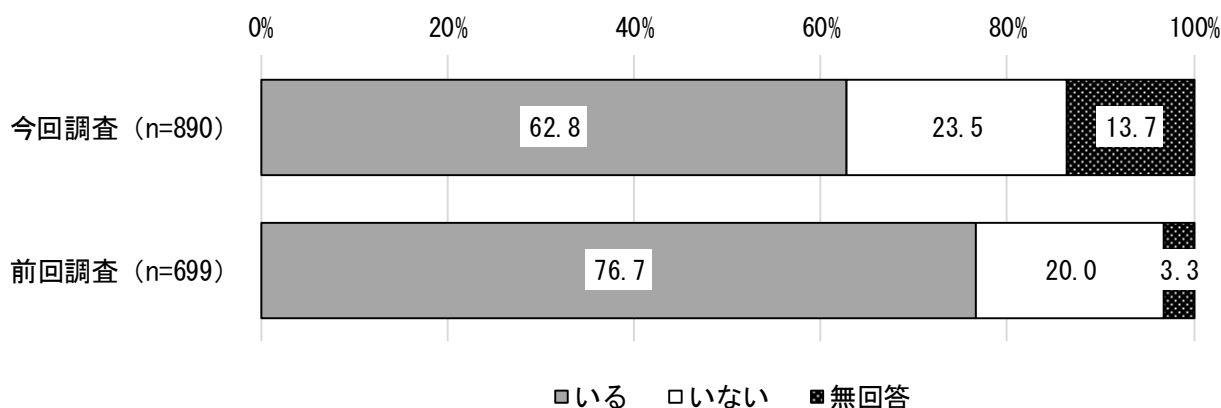
[就学前問18、小学生問32]

■近所で日常的にちょっとした子どもの話や世間話をする人の有無

<就学前児童>



<小学生児童>



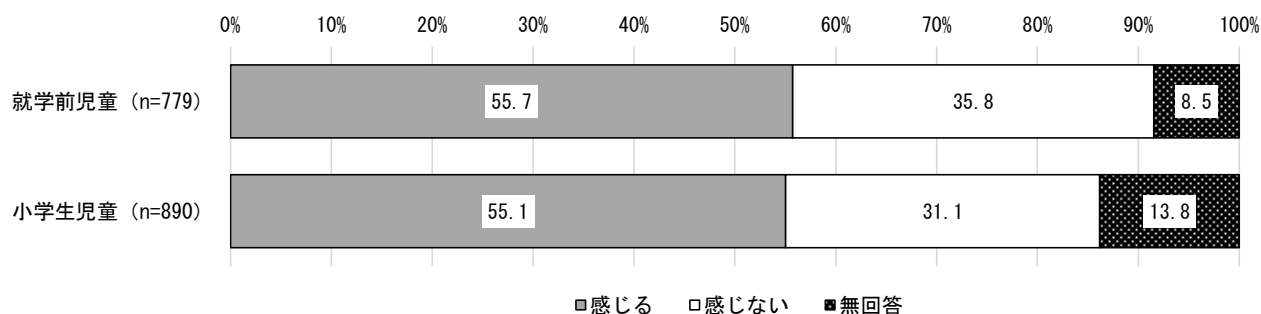
(12) 自身の子育てが、地域の人に支えられていると感じるか

就学前児童では、「感じる」が55.7%、「感じない」が35.8%となっています。

小学生児童では、「感じる」が55.1%、「感じない」が31.1%となっています。

[就学前問20、小学生問33]

■ 自身の子育てが、地域の人に支えられていると感じるか



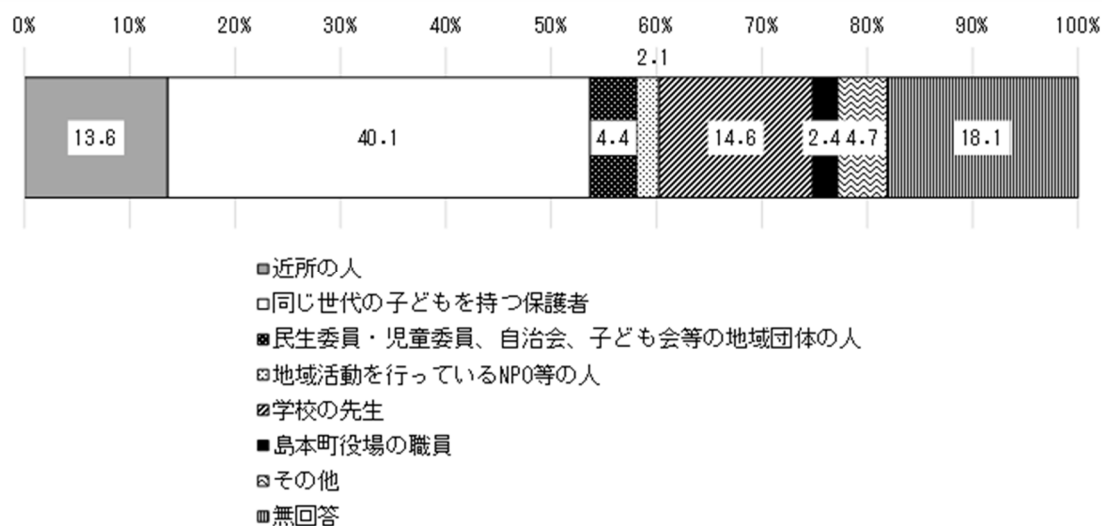
(13) ご自身の子育てに関して、支えられていると感じる・感じないに関わらず、地域の人の中で、特に誰から支えられている（支えてほしい）と思うか

「幼稚園や保育所、地域子育ての支援拠点」が39.8%と最も多く、「同じ世代の子どもを持つ保護者」（26.2%）と続いています。

[就学前問21]

■ 子育てに関して、地域の人の中で、特に誰から支えられている（支えてほしい）と思うか

n=779



(14) 自らの子育て経験等から、どのような子育て支援サービスを充実してほしいか

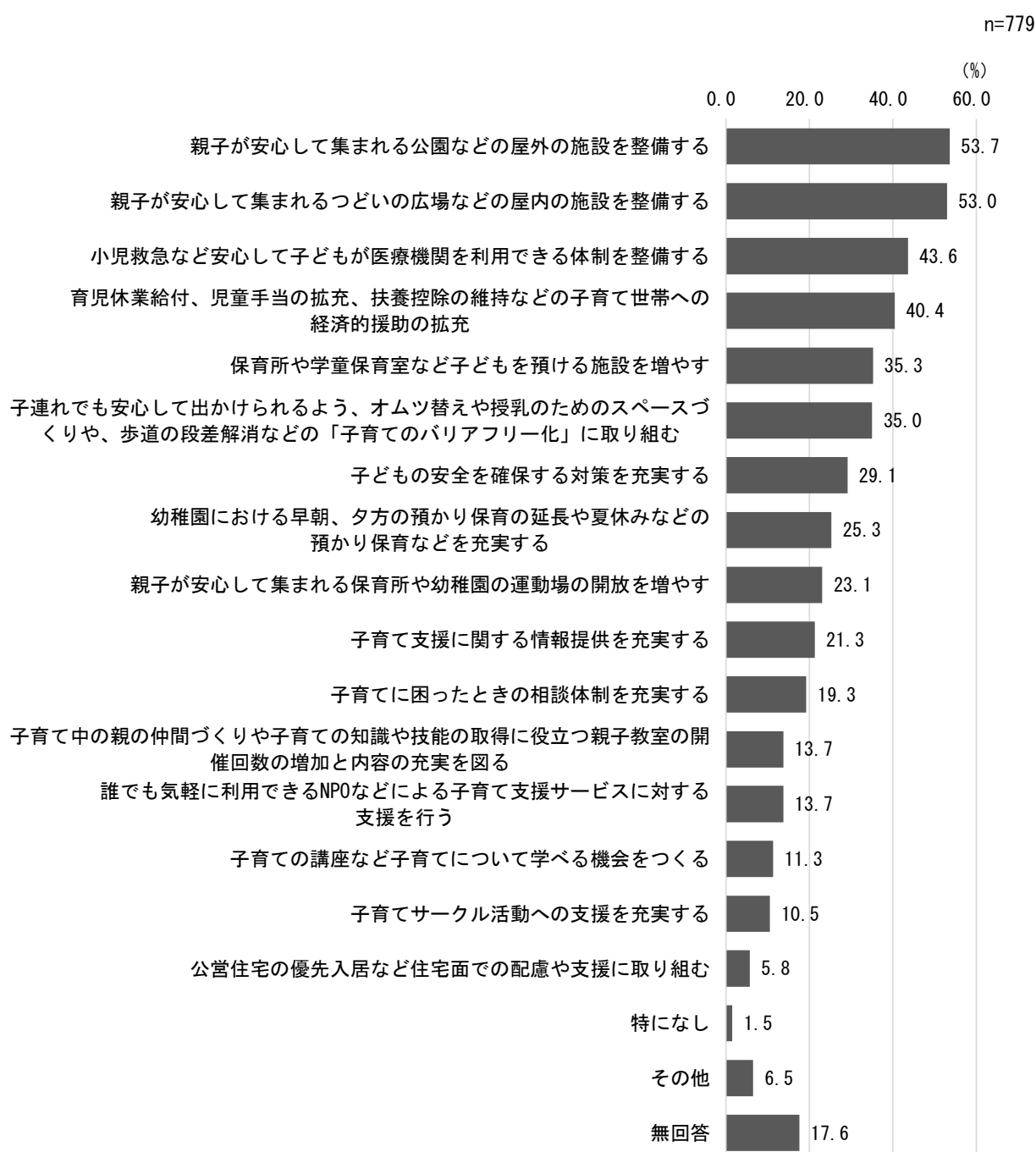
就学前児童では、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」が53.7%と最も多く、「親子が安心して集まれるつどいの広場などの屋内の施設を整備する」（53.0%）、「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」（43.6%）と続いています。

小学生児童では、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」が42.5%と最も多く、「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」（41.7%）、「無料で親子が過ごせる居場所」（38.5%）と続いています。

[就学前問45、小学生問43]

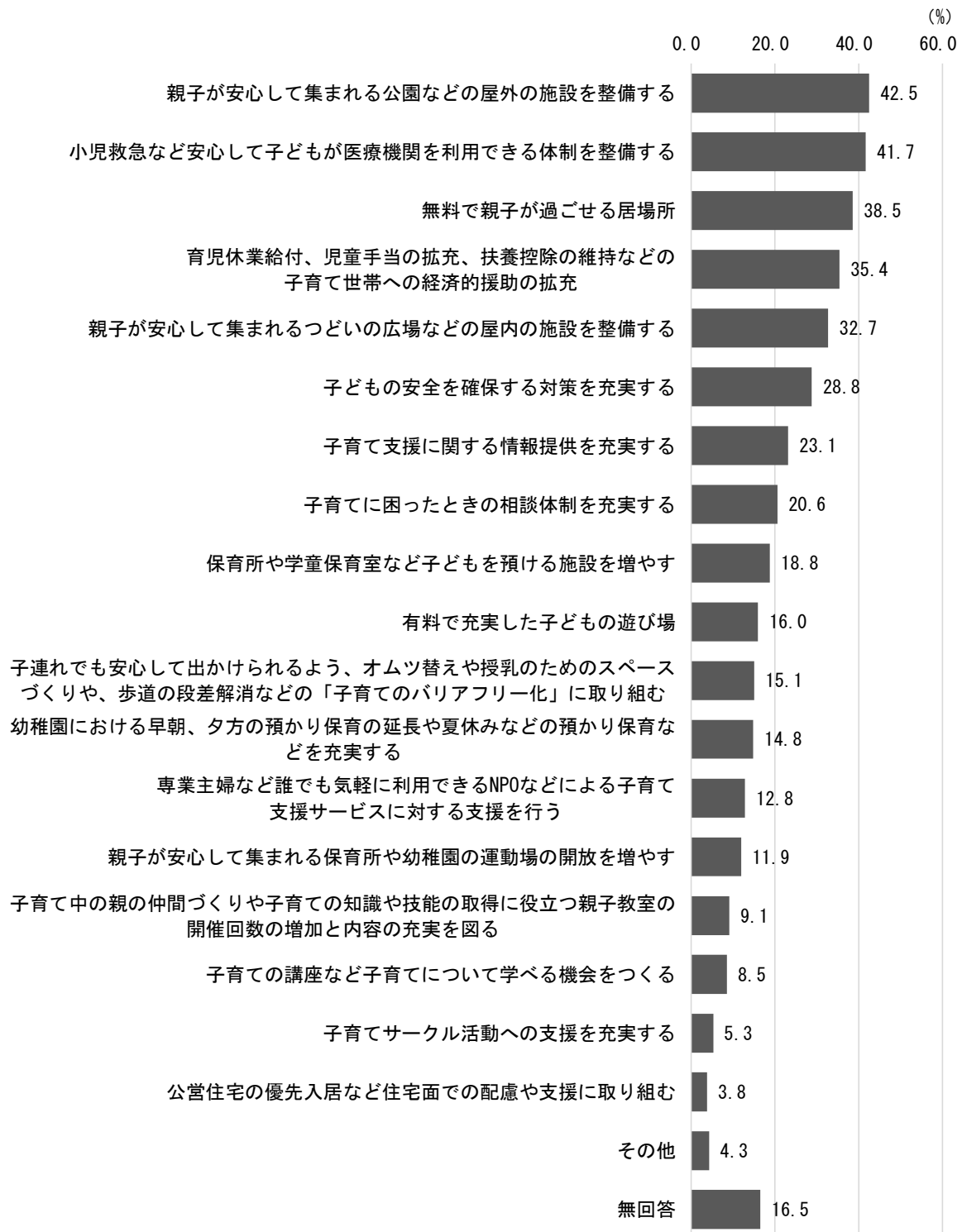
■自らの子育て経験等から、どのような子育て支援サービスを充実してほしいか

<就学前児童>



<小学生児童>

n=890



2-4 第二期計画における提供状況

1 認定区分について

本町では、子ども・子育て支援法に基づいた認定区分としています。第三期計画の実施に当たっては、第二期計画と同様に下記の認定区分を採用します。

認定区分	定 義		主な利用施設
1号認定	満3歳以上の教育認定。子どもが満3歳以上で教育を希望する場合。		幼稚園 認定こども園
2号認定	教 育	満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもであって、「保育の必要な事由※」に該当し、幼稚園などの保育を希望する場合。	幼稚園 認定こども園
	保 育	満3歳以上の保育認定。子どもが満3歳以上で「保育の必要な事由※」に該当し、保育所などの保育を希望する場合。	保育所（保育園） 認定こども園
3号認定	教 育	満3歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもであって、「保育の必要な事由※」に該当し、かつ非課税世帯である場合で幼稚園などの保育を希望する場合。	幼稚園 認定こども園
	保 育	満3歳未満の保育認定。子どもが満3歳未満で「保育の必要な事由※」に該当し、保育所などの保育を希望する場合。	保育所（保育園） 認定こども園 地域型保育

※「保育の必要な事由」とは、①就労、②妊娠、出産、③保護者の疾病、障害、④同居又は長期入院等している親族の介護・看護、⑤災害復旧、⑥求職活動、⑦就学、⑧虐待やDVのおそれがあること、⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること、⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合をいいます。

2 教育・保育の提供状況

（1）1号認定の児童数

公立幼稚園の児童数は、令和2年度の115人から令和6年度の34人へと大幅に減少しています。

私立幼稚園・認定こども園の児童数については、令和2年度の220人から大方横ばいに推移し、令和6年度は231人となっています。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立幼稚園	115	84	56	36	34
私立幼稚園・ 認定こども園	220	229	231	203	231
合 計	335	313	287	239	265

資料：島本町資料（各年度4月1日）

(2) 2号認定の児童数

幼稚園・認定こども園では、令和2年度の66人から令和6年度の36人へと減少傾向にあります。
一方、保育所では、令和2年度の432人から令和6年度の594人へと増加傾向にあります。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園・ 認定こども園	66	64	53	44	36
保育所	432	484	548	573	594
合 計	498	548	601	617	630

資料：島本町資料（各年度4月1日）

(3) 3号認定の児童数

0歳児は令和2年度の37人から増減して令和6年度には37人となっています。1歳児は、令和2年度の152人から増減して令和6年度には199人となっています。2歳児は、令和2年度の166人から増減して令和6年度の179人となっています。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	37	52	52	41	37
1歳児	152	157	167	159	199
2歳児	166	172	182	194	179

資料：島本町資料（各年度4月1日）

3 地域子ども・子育て支援事業の提供状況

以下に記す数値について、令和2年度から令和5年度までは実績値、令和6年度は推計値となっております。

(1) 時間外保育事業（延長保育）

時間外保育事業（延長保育）の実利用者数について、令和3年度は300人台であるものの、他の年度においては400人台となっています。

■時間外保育事業の実施状況

単位：人

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実利用者数	405	389	469	445	445

資料：島本町資料

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育室）

放課後児童健全育成事業（学童保育室）の入室児童数（全学年の合計）について、令和3年度から令和6年度までは増加傾向にあります。学年別では、特に低学年における数値増減の度合いが大きくなっています。

■放課後児童健全育成事業の入室児童数

単位：人

項 目	学 年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
入室児童数	1年生	177	144	154	186	193
	2年生	142	168	144	153	180
	3年生	135	122	153	130	136
	4年生	96	86	108	134	104
	5年生	2	1	0	1	3
	6年生	0	1	1	0	0
	合計	552	552	560	604	616

資料：島本町資料

(3) 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)

令和2年度の0人から令和4年度の11人に増加した後、横ばいとなっています。

■子育て短期支援事業の実利用者数

単位：人

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実利用者数	0	4	11	11	11

資料：島本町資料

(4) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業の延べ利用者数について、全施設における合計値では、令和2年度の4,690人から令和5年度の9,086人まで増加傾向にあります。施設ごとに見てみると、山崎保育園では、令和2年度の4,667人から一貫して増加傾向であり、令和5年度では8,546人と令和2年度と比べて2倍近くの数値となっています。しまもと里山認定こども園では、令和2年度は23人であり、令和3年度には554人と急激に数値が増加し、以降は400人台半ばの数値で推移しています。認定こども園ゆいの詩では、令和4年度では105人であり、以降は73人となっています。

■地域子育て支援拠点事業の延べ利用者数

単位：人

施設名	事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込み)
山崎保育園	なかよしランド	470	537	486	750	750
	なかよしランド講座	470	537	44	755	755
	子育てサークル支援センター	262	218	135	84	84
	休日園庭開放	159	208	175	219	219
	ぱんだのいえ	3,306	3,823	4,761	6,738	6,738
	小計	4,667	5,323	5,601	8,546	8,546
しまもと里山認定こども園	里山広場	23	143	195	169	169
	子育て講座		100	114	150	150
	赤ちゃん広場・わらべうた講座		206	105	81	81
	うたと絵本講座		105	55	67	67
	小計	23	554	469	467	467
認定こども園 ゆいの詩	子育て広場			105	73	73
	小計	0	0	105	73	73
合計		4,690	5,877	6,175	9,086	9,086

資料：島本町資料

（５）一時預かり事業

一時預かり事業のうち、在園時対象型については、令和２年度の 13,474 人から令和３年度の 9,160 人まで減少しましたが、その後、令和５年度までは増加傾向となっています。

在園時対象型以外については、令和２年度の 1,667 人から令和３年度の 2,230 人まで増加しましたが、その後、令和５年度までは減少傾向となっています。

■一時預かり事業（在園児対象型）の実施状況

単位：人

項 目	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 (見込み)
延べ利用者数	13,474	9,160	9,961	10,146	10,146

資料：島本町資料

■一時預かり事業（在園児対象型以外）の実施状況

単位：人

項 目	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 (見込み)
延べ利用者数	1,667	2,230	1,754	1,552	1,552

資料：島本町資料

（６）病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業の実利用者数について、令和４年４月に開設した「認定こども園 ゆいの詩 病児保育室」において事業を実施し、令和４年度は 25 人、令和５年度は 68 人となっています。

■病児・病後児保育事業の実施状況

単位：人

項 目	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 (見込み)
実利用者数	－	－	25	68	68

資料：島本町資料

(7) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業の実利用者数について、令和4年度においては900人台となったものの、他の年度については800人台となっています。■ファミリー・サポート・センター事業の実施状況

単位：人

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実利用者数	800	822	918	816	816

資料：島本町資料

(8) 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業の延べ人数について、令和2年度においては3,541人でしたが、以降は2,000人台で推移しています。

■妊婦健康診査事業の実施状況

単位：人

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
延べ人数	3,541	2,863	2,866	2,668	2,668

資料：島本町資料

(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

乳児家庭全戸訪問事業の対象者数は200人台で推移しており、各年度ほぼ100%の訪問実績となっています。

■乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

単位：人

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
訪問実人数	275	253	242	207	270

資料：島本町資料

(10) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業の実利用者数について、令和4年度は76人となりましたが、他の年度においては30人台となっています。

■養育支援訪問事業の実施状況

単位：人

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実利用者数	33	31	76	38	38

資料：島本町資料

2-5 第二期計画の主な取組の評価

本町では、第二期計画において、「すべての子どもが主体的な存在として尊重され、いきいきと育成される社会の形成」を基本理念とし、(1) すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり、(2) 子育てや子どもの成長に喜びと楽しさを実感できる環境づくり、(3) すべての人が共に子ども・子育てに関われる環境づくり、の3つの基本的な視点を踏まえ、6つの基本目標に沿って重点施策に取り組んできました。

第二期子ども・子育て支援事業計画では令和2年度から令和6年度の5年間で、計画期間における地域子ども子育て支援事業は、現段階でおおむね計画どおりの実施となりました。主な事業の実施状況は以下のとおりです。

基本目標1 質の高い教育・保育や子ども・子育て支援の充実

◆重点施策◆

- 1 教育・保育環境の整備
- 2 就学前の教育・保育内容の充実
- 3 放課後の居場所の充実

重点施策1 教育・保育環境の整備

- 保育に関しては、令和3年4月に待機児童ゼロを達成し、令和4年度及び令和5年度においては、年間を通して待機児童ゼロを維持しており、職員の募集なども継続的に行うなど、適切な体制を確保しています。また、「幼稚園の保育に関するアンケート調査」を実施することで、より良い保育活動、信頼される幼稚園に向けた運営改善を継続して実施しました。
- 教育の分野でも、保・幼・小・中一貫教育を推進し、就学前から義務教育の全期間を通じた円滑な接続を目指し、きめ細かな学習指導、生徒指導、進路指導を推進するなど、指導の一貫性や系統性を図る取組を進めました。例えば、「みづまるキッズプラン策定委員会」を開催し、幼児期の学びから教科学習を通じた学びへと円滑な接続を図るために、就学前の「アプローチカリキュラム」と小学校低学年期の「スタートカリキュラム」をつないだ「みづまるキッズカリキュラム」を策定しました。
- 保育所、認定こども園及び小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）への民間事業者の参入促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置・運営を促進するため、私立保育所等に対する国や府からの通知の周知、公立保育所及び私立保育所等の職員を対象とした研修実施などにより、町内の教育・保育施設全体の質の向上を図りました。

重点施策２ 就学前の教育・保育内容の充実

- 研修の実施や、幼児教育アドバイザーの配置など就学前の教育や保育内容の充実を図る事業をおおむね計画どおり進めました。
- 令和２年から４年までにおいては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、職場体験・異年齢交流などは一部制限されましたが、感染対策を行いながら事業を推進しました。
- 幼児教育の推進では、公立幼稚園においてネイティブの講師による英語体験活動や身近な自然環境の中での遊びや諸活動を通した運動遊び等の充実を図りました。
- 保育所等及び公立幼稚園の園庭開放は、令和５年度の実績で、延べ利用者数 3,639 名（園庭開放：3,420 名、休日園庭開放：209 名）となりました。

重点施策３ 放課後の居場所の充実

- 子どもの居場所として、公園・学校施設・公共施設などの既存資源を有効活用し、放課後や休日に過ごす場の充実を図りました。
- 各学童保育室において、就労家庭等の児童に対し、放課後の適切な遊びと生活の場を提供しました。令和６年度には、第二学童保育室の開室数を１支援（クラス）増やす等、入室児童の拡充を図りました。
- 子どもの居場所づくりの一環として、子ども食堂の開設や運営を支援しており、令和５年度においては、開設補助が２件、運営補助が７件という実績でした。

基本目標２ すべての子どもが健やかに育つための切れ目のない支援

◆重点施策◆

- １ 妊娠・出産期からの切れ目のない支援
- ２ 子どもと家族の健康な生活の支援
- ３ 健康な心身を育てる食育の推進
- ４ 子どもの健全育成
- ５ 親育ちを支援するサービスの充実

重点施策１ 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

- 子育て世代包括支援センターにおいて、令和２年１０月の設置以来、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、保健・医療・福祉・教育などの関係機関による切れ目のない支援を行いました。（令和２年１０月設置）
- 妊娠期から出産、子育て期まで一貫して身近で相談に応じる伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する事業である「出産・子育て応援事業」を開始しました。（令和５年２月開始）伴走型相談支援としては、妊娠届出、妊娠８か月アンケート、産後２週間電話、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）等の機会に妊娠や出産の状況を確認し、安心して出

産、子育てができるように保健師や助産師が伴走型で相談・支援を行いました。また、出産・子育て応援給付金として現金 10 万円（妊娠時 5 万円、出生時 5 万円）を給付しました。

- 関係機関との連携強化に関しては、妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を行うために、産科医療機関と定期的に連絡会を開催し、連携の強化に努めました。
- 母子健康手帳の交付に関しては、妊娠届出時に保健師や助産師が面接をした上で、交付を行うとともに、妊娠期からの相談や母子保健事業の案内等必要な情報提供を行いました。妊娠届出については、マイナポータルを導入するとともに、母子健康手帳交付来所予約フォームを導入いたしました。（令和 5 年 9 月開始）
- 妊婦健康診査の推進については、安全・安心な妊娠と出産を支援するため、妊婦健康診査の費用を助成（1 人あたり助成上限額 14 回・12 万円）し、経済的負担の軽減を図りました。また、多胎妊婦に対して 14 回に追加で 5 回分（5,000 円×5 回）を加えた総額 145,000 円の助成を開始しました。（令和 4 年 4 月開始）大阪府・京都府外の医療機関等で受診した場合は償還払いを実施し、受診しやすい体制を整えました。
- 産後間もない時期の母親のこころとからだの健康を守るために必要となる産婦健康診査の費用を助成し、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する事業である産婦健康診査を開始しました。（令和 4 年 10 月開始）
- 市町村民税非課税世帯の方等を対象に、経済的な理由で妊娠の診断を受けるための受診を控えることがないよう、低所得妊婦初回産科受診料支援事業（1 回・10,000 円）を開始しました。（令和 5 年 10 月開始）
- 産前・産後ヘルパー派遣事業の実施については、令和 5 年度では延べ 220 名の利用がありました。
- 両親教室（パパママクラス）の充実については、日曜講座（年 5 回）を継続的に実施し、令和 5 年度は、受講人数は 118 名（初産婦参加率 47.6%、初産婦に係る父親参加率 47.6%）となっています。
- 出産後、家族等から十分な育児等の支援が受けられず、特に育児支援を必要とする家庭を対象に、産後も安心して、子育てができるよう、産科医療機関に日中滞在し、助産師等の専門スタッフが母親の心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業（通所型）を開始しました。（令和 3 年 10 月開始）

重点施策 2 子どもと家族の健康な生活の支援

- 望まない受動喫煙防止の推進については、母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査において、受動喫煙の害や受動喫煙防止に関するチラシを配付し、周知・啓発に努めました。
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）については、各年度において、おおむね 100%の実施となりました。
- 集団で実施している乳幼児健康診査（4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳 6 か月児健診）については、おおむね 96%以上の受診率となりました。健診当日に受診ができない場合は、面接や訪問等に対応する等乳幼児及び家族の状況の把握に努めました。また、経過観察が必要とされた乳幼児に対しては、小児科医による経過観察健診や発達相談員による発達検査、保健師等による継続的な育児支援を実施しました。

- 出生後間もない時期に実施する新生児聴覚検査の費用の助成を開始しました。(令和5年10月開始)
- 予防接種法に基づく各種予防接種を実施し、広報、ホームページによる周知に加え、接種対象者への案内や未接種者に対する接種勧奨を通知する等受診率の向上に努めました。また、「こどもインフルエンザ接種費用助成」を開始しました。(令和3年度)
- 子どもの事故防止については、両親教室(パパママクラス)、妊娠8か月アンケート、予防接種手帳交付、4か月児健診時に啓発用パンフレットを配布する等事故防止の啓発に努めました。
- 歯科保健事業の推進については、妊産婦や乳幼児に対する歯科健康診査や歯科相談等を実施するとともに高槻市歯科医師会の協力を得て、DVD「乳幼児の歯とお口について」を作成し、乳幼児健康診査で放映し、健康教育を実施しました。
- かかりつけ医・歯科医の推進については、高槻市医師会・高槻市歯科医師会が作成する医療機関マップや町で作成したちらしを活用して、かかりつけ医・歯科医を持つことの必要性について、周知・啓発しました。
- また、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)等で高槻島本夜間休日応急診療所の周知を行うとともに、大阪府及び関係機関と連携調整を図り、小児救急医療体制の確保に努めました。

重点施策3 健康な心身を育てる食育の推進

- 乳幼児の食事に関して、管理栄養士や保育士が離乳食について相談を受ける「赤ちゃん教室」を継続して実施しています。
- 来所型の育児相談(月1回実施)や電話・面接・訪問で管理栄養士や保健師が乳幼児の食事について相談に応じました。
- 保育所や認定こども園における野菜等の栽培・収穫を通した食育、収穫した作物が加工品になるまでの観察や、保育室及び調理室で調理・喫食するクッキング保育を実施する取組等、食への関心を高める活動を行いました。
- 小中学校における学校保健計画や食に関する全体計画等に基づくカリキュラム・マネジメントの考え方を踏まえ、教科横断的な視点での食育・健康教育を継続的に実施しました。

重点施策4 子どもの健全育成

- 喫煙・薬物等に関わらないという意識の啓発について、学校や関係団体における講話、夏祭りにおける啓発物品の配布等を実施するなど、保護者に対する適切な防止策の周知活動を実施しました。
- 思春期教育や不登校児童生徒への対応に関して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による子どもや保護者に対する相談支援のほか、教育センター連絡会を開催し(令和4年度及び令和5年度は年間11回)、子どもや保護者の実態に寄り添った相談支援体制を構築するとともに、「縦の連携支援」と「横の連携支援」の充実を進める等の取組を行いました。特に令和5年度は、不登校児童生徒の「居場所」として自立支援教室(教育支援センター)の充実を図りました。また、ICTを活用した家庭での学習支援についても検討を進めました。

- 非行防止活動として、青少年指導員協議会の開催や町内の各種団体や地区少年補導員、少年補導補助員との連携の推進、各校による非行防止教室の実施（年１度程度）を実施しています。

重点施策５ 親育ちを支援するサービスの充実

- 両親教室（パパママクラス）の日曜講座（年５回）を継続的に実施し、令和５年度は、受講人数は１１８名（初産婦参加率４７．６％、初産婦に係る父親参加率４７．６％）となっています。
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）、１歳６か月児・３歳６か月児健診時に絵本を１冊プレゼントする出会の絵本事業を継続して実施しました。
- 家庭教育に関する学習機会として「子育て講座」を実施してきましたが、令和５年度から発達に関する講座とベビーマッサージに内容を見直して実施しています。令和５年度の実績は、開催回数１８回、参加は延べ１２２名です。

基本目標３ 生きる力を育む教育環境づくり

◆重点施策◆

- １ 確かな学力向上等に向けた取組
- ２ 豊かな心の育成に向けた取組
- ３ 健やかな体の育成に向けた取組

重点施策１ 確かな学力向上等に向けた取組

- 学校教育自己診断などの活用により、学校の実態に関する分析等を行いつつ、教育計画の策定・評価を継続的に実施するとともに、一人ひとりの特性に応じた指導の推進のため、少人数指導や習熟度指導を推進するなど、継続的な工夫改善に努めて事業を進めてきました。
- 英語教育に関しては、教育研究会の部会における外国語活動及び英語科の指導研究を進め、小学校ではＡＬＴ（外国語指導助手）等の英語指導者を配置し、中学校ではオンライン英会話の導入等、英語を用いたコミュニケーション活動を行うなどの取組を行っています。
- 子どもの読書活動の推進や、総合的な力を育むための指導力向上に関しては、教職員の研修なども実施いたしました。
- 各小中学校において教職員研修を実施し、児童生徒に対し、すべての教職員が正しく人権教育を実施できるよう、人権に関する意識向上、指導方法の工夫・改善を進めました。

重点施策２ 豊かな心の育成に向けた取組

- 体験学習の機会拡大としては、町内・近隣市町における事業所の協力のもと、中学生を対象とした職場体験学習を実施する等、キャリア教育の観点も含めた取組がなされました。令和２年度から令和４年度にかけては、新型コロナウイルスの感染防止の観点から一部中止となりました。

たが、中学校では進路学習と絡めた学習の機会を模索するなど、工夫をしながら事業を推進しました。

- 課題のある児童生徒に対する支援に関しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、生徒指導や支援体制を充実させてきました。令和4年度以降は、「いじめ対応リーフレット」等を有効に活用し、問題行動の未然防止、早期発見及び早期対応に努めつつ、子ども一人ひとりへの指導、支援の充実を図っています。

重点施策3 健やかな体の育成に向けた取組

- 健康教育で、体育指導を専門とする業者への委託や講師の招聘などで体育・体操教室を継続して毎年実施しました。3朝運動（「あいさつ」「朝ごはん」「朝読書」）も継続して実施しました。
- 小中学校における体力テストは、毎年継続して実施し、結果分析を通じて児童生徒それぞれの課題把握を行い、体育授業等を通して課題解決につなげてきました。令和5年度には、小学生を対象にICTを活用した体力向上事業を開始しました。

基本目標4 みんなで子育てを見守り、支え合う地域社会の構築

◆重点施策◆

- 1 子育て支援ネットワークの推進と子育ての仲間づくりの場の提供
- 2 地域の子育て力の向上
- 3 ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実
- 4 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供

重点施策1 子育て支援ネットワークの推進と子育ての仲間づくりの場の提供

- 子育てに関する情報提供として広報誌の活用や、子育て相談窓口でのパンフレットやチラシによる情報提供を行うとともに、SNSを活用したイベントや災害情報の発信を行いました。
- 子育ての仲間づくりに関して、「ぱんだのいえ」では、月曜日から金曜日までの午前10時から午後3時15分まで開設しており、親子が集い、保育士に相談できる体制を構築しました。令和4年度は延べ子ども2,572名、保護者2,189名、令和5年度は延べ子ども3,516名、保護者3,222名が利用しました。
- 子育て支援活動団体等への支援について、山崎保育園地域子育て支援センター、しまもと子育て支援センターひまわり及び認定こども園ゆいの詩子育て支援拠点において、子育てサークルへの活動スペースの提供、備品の貸出し及び保育士からのアドバイス等を行いました。令和5年度は、全体で延べ2,129名（子ども1,105名、保護者1,024名）の利用がありました。
- 島本町保育施設連絡協議会を開催し、町内の保育所等における情報交換を行いました。

重点施策２ 地域の子育て力の向上

- 公共施設をはじめ、いきいき・ふれあい教育事業等を活用し、親子交流の場づくりや家庭・地域・学校の地域教育コミュニティの活性化を推進しました。
- 青年人権教育事業は継続して実施、青少年健全育成大会は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い令和２年及び３年度は一部中止、令和４年度以降は再開しました。
- 総合型地域スポーツクラブが行う各種スポーツ教室やイベント等の開催に対して、各年において広報等に関する支援を行いました。

重点施策３ ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実

- 育児休業や子どもの看護休暇等の制度に関する啓発活動を実施、男女共同参画事業については、「しまもとスマイルプラン」に基づく総合的な推進活動を実施しました。また、関係機関との連携による、町公式SNSにおける男女共同参画による子育てを可能とする職場づくりの情報記事の掲載、啓発冊子の配布などを実施しています。
- 就労支援として関連機関や団体等と連携し、就労に関する情報提供や講座の開催、就労支援に関する相談等を行いました。令和５年度においては、毎週火曜日・金曜日に地域就労支援相談を実施し、延べ４５件の相談を受けました。また、ハローワークなどの関係機関と連携した求人情報の提供、近隣自治体と連携した三市一町合同就職フェアの開催（令和５年度は、参加者５７名）等を実施しました。

重点施策４ 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供

- 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育事業や一時預かり事業等を実施しました。
- 病児保育事業については、令和４年度に開設された認定こども園ゆいの詩内に病児保育室を併設しました。令和５年度における延べ利用者は６８名です。
- ファミリー・サポート・センターにおいて、子育ての支援を受けたい依頼会員と支援を提供したい提供会員の双方をつなぐ会員組織を構成する援助活動を展開し、多様化する保育ニーズに個々に対応したコーディネートを行いました。利用件数は、令和４年度で９１８件、令和５年度で８１６件となりました。

基本目標5 安全で安心して子育てができる環境の整備

◆重点施策◆

- 1 安全・安心な子どもの生活環境の整備
- 2 子どもの交通安全の確保
- 3 子どもを取り巻く有害環境対策

重点施策1 安全・安心な子どもの生活環境の整備

- 防犯活動や防犯環境（防犯灯、防犯カメラ等）の整備、バリアフリー化の推進、公共交通機関の利便性の確保などの事業により、安全で安心して子育てができる環境の整備を行いました。
- 公園に関して、点検結果等をもとに、老朽化した遊具の整備や改修など進めていくと共に、「島本町公園施設長寿命化計画」に基づき遊具等公園施設の更新工事を実施しました。
- 子どもに対して、いのちや暮らしの危険に直面した時のSOSの出し方に関する教育の推進や相談窓口を掲載した資料の配布などで啓発を実施しました。また、「こども110番の家」運動についても、広報誌やホームページでの周知、登録者点検及び旗交換を実施しました。

重点施策2 子どもの交通安全の確保

- 歩道の整備や、安全ボランティアによる通学路の見回り体制、PTAからの要望等に基づく点検、防護柵やカーブミラー等交通安全設備の整備等を実施しました。
- 迷惑駐輪や放置自転車の防止に向けた街頭啓発・放置自転車の撤去を実施しました。
- 交通安全教育に関して、保育所・幼稚園、小中学校による交通安全教室は、新型コロナウイルスの感染防止の観点から一部中止となりましたが、令和3年度以降は開催を行っており、希望した施設に対する交通安全教育用DVDの貸出も実施しました。

重点施策3 子どもを取り巻く有害環境対策

- 青少年指導員との連携による良好な社会環境の維持に努めました。
- 情報教育については、学校教育を通じて、携帯電話・スマートフォンの使用に関する注意事項やインターネット使用に関する理解促進について、各種機関や携帯電話キャリア、インターネット上のコンテンツ等の協力を受けながら、情報社会で生き抜く力の育成に努めました。

基本目標 6 支援が必要な子どもや家庭に優しい環境づくり

◆重点施策◆

- 1 ひとり親家庭の自立支援
- 2 子育ての経済的負担の軽減
- 3 虐待防止等要支援児童対策
- 4 障害等の社会的な支援を要する子どもと家庭への支援

重点施策 1 ひとり親家庭の自立支援

- 「第4期ひとり親家庭等自立促進計画」に基づく事業実施のほか、児童扶養手当の支給（令和4年度は185名、令和5年度は183人）、ひとり親家庭等児童福祉金の支給（令和4年度は99世帯、令和5年度は96世帯）、ひとり親家庭の医療費助成（令和4年度は5,299件、令和5年度は5,667件）等を実施しました。併せて相談事業や情報提供の充実等を行いました。
- 母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の相談・支援や離婚前からの相談等に対応するとともに、複雑化する課題に対応するため、関係機関との更なる連携強化により、相談家庭の抱える課題、家庭環境を十分に把握し、経済的に自立し安定した生活を送れるよう母子・父子自立支援員の配置により支援を行いました。令和5年度は、実相談件数87件、延べ相談件数388件の実績となっています。

重点施策 2 子育ての経済的負担の軽減

- 子どもの貧困対策として、チラシ配布や広報誌、ホームページ等による各種支援や制度の周知、関係機関との連動による早期把握などの体制を整えて実施しました。
- 児童手当の支給や、医療費助成の高校卒業までの助成、子育て家庭への公営住宅の提供などを継続的に実施しました。
- 認定こども園及び保育所に通う年収360万円未満の相当世帯等について、主食費の一部補助（月額1,000円を上限）、新制度の未移行幼稚園に通う年収360万円未満の相当世帯等について、副食費の一部補助（月額4,800円を上限）を行いました。

重点施策 3 虐待防止等要支援児童対策

- 子ども家庭総合支援拠点について、令和2年度は情報収集、令和3年度は人員体制の整備や導入に向けた事務を進め、令和4年10月に設置しました。設置後は、令和5年度に家庭児童相談員を1名増員するなど、各家庭への支援体制の強化に努めるとともに、関係機関との連携を図り、適切な支援に繋がりました。
- 要保護児童対策地域協議会の開催による関係機関との連携強化のほか、個別ケースに関する検討会で対応を協議する等に取り組みました。また、関係機関との強化による早期発見・早期対応の体制の整備、啓発の促進、相談機能の充実なども併せて行いました。
- 児童虐待のほか、子育てに関わる相談に対応するため、子育て支援課に社会福祉士資格を有する家庭児童相談員を増員する等により、専門性の高い相談業務を実施いたしました。虐待のほ

か相談件数は年々増加傾向にあり、令和２年度で 177 件、令和３年度で 253 件、令和４年度で 304 件、令和５年度で 450 件となりました。

重点施策４ 障害等の社会的な支援を要する子どもと家庭への支援

- 第三期障害者計画等に基づく障害者施策を総合的に行うとともに、島本町学童保育サポート事業実施要項に基づく体制の整備を行いました。
- 障害のある子どもに対する障害児福祉手当の受給者数は、令和２～５年度まで、17 人～18 人で推移しています。
- 発達に課題のある児に対する相談・療育体制に関しては、発達相談員による発達相談（経過観察健診[にこにこ健診]）、発達支援指導員による個別相談（きらきら相談）、言語聴覚士による個別相談（ことばの相談）、幼児教室、ポニーの教室（早期療育事業）を実施いたしました。
- 放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問支援などの障害児通所支援サービスは、利用者・利用件数ともに増加しています。
- 支援保育（支援教育）に関しては、第一幼稚園、第二保育所、第四保育所、山崎保育園、高浜学園、ＲＩＣホープ水無瀬保育園、しまもと里山認定こども園及び認定こども園ゆいの詩にて実施し、支援を必要とする児童に対する実施体制の強化を図り、インクルーシブ教育・保育の充実化を進めてきました。加配対象児童数は、令和２年度で 30 名（保育所等 20 名、幼稚園 10 名）、令和３年度で 28 名（保育所等 22 名、幼稚園 6 名）、令和４年度で 29 名（保育所等 25 名、幼稚園 4 名）、令和５年度で 41 名（保育所等 37 名、幼稚園 4 名）となっています。

2-6 今後の課題

課題1 すべての子どもの育ちと子育て世帯を支える総合的な支援・体制の整備

共働き世帯の増加が進み、昼間に保護者が家にいない家庭が増えていると共に、就労形態の多様化が進んでいる等、家庭における教育・保育のニーズも多様化しています。一方で、保育サービスの充実、一時預かり、育児相談等の地域における子育て支援の充実等が、子育てを楽しいと感じたり、つらさを解消したりするために必要な支援と考える保護者も多いことから、こうした状況への対応は重要であると言えます。

本町では、保育ニーズの急速な高まりに加えて、住宅等の大規模開発が進むことから、保育基盤の確保に向けた取組が求められています。すべての子どもと子育て家庭が安心して過ごせるよう、切れ目のない支援を充実させる体制整備が必要です。また、切れ目のない支援をするためには関係機関における「連携」の視点も必要です。各機関がこれまで蓄積してきた知識と経験に加え、保護者と子どもの置かれている状況を的確に捉え、必要に応じて最も適した方法を模索する取組がこれまで以上に求められます。

課題2 子育て世帯へのきめ細かな相談体制づくり

妊娠から子育ての期間は、初めての経験が多だけでなく、生活の変化もあり、身体的・精神的にも不安定になりがちです。アンケートでは、仕事と子育ての両立に悩んだり、子どもの発達や栄養、教育などに悩みを抱えたりする保護者が少なくありませんでした。さらに、核家族化の進行や地縁的なつながりが薄くなる中で、子育てや教育について気軽に相談できる人や場所が「いない／ない」とする保護者が15%程度という結果となっています。そして、地域子育て支援拠点事業の利用について、子育てに関する相談や援助を求める保護者が半数を占めています。

子育て世帯にとって、相談等を経て適切な時期に的確な支援を受けることは、精神的、身体的、経済的負担の軽減につながります。教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、他の子育て家庭を含むすべての子ども・子育て家庭の不安感や孤立感を解消し、子どもと家庭の状況をきめ細かに把握し、寄り添いながら支援する体制づくりを進めていく必要があります。

課題3 子育て家庭への情報提供の充実

子育てについて、特に第一子の場合は初めての経験であるため、子育て全般について役立つ情報や支援策の情報等は、安心して子育てするためには重要と言えます。

アンケートにおいて町が実施する子育て支援サービスについて伺ったところ、おおむね2割程度が「知らない」と回答しています。また、手続きや利用料等がわからない等の理由でサービスの利用を躊躇する保護者も見受けられました。町で実施する支援に関する情報を知らなければ、活用できないということを勘案すると情報提供の充実は欠かせないものであり、子育て支援情報に容易にアクセスできるなど必要な情報が的確に届くようにすることが求められます。

課題4 親子が安心して集い、子どもが安全に遊べる場の充実

子どもにとって、遊び場は安全で安心して過ごせる場所であると共に、生活習慣や学習習慣を身につけ、他者とのコミュニケーションや好奇心を育んだりする重要な場所です。保護者にとっても、互いに子育てに関する情報交換を行う中で、子育ての楽しさを実感できる場でもあります。

アンケートで住まいにおける子どもの遊び場の満足度を伺うと、4割程度の保護者が満足していないという結果が出ており、中でも雨の日に遊べる場所がないことや遊具の種類が充実していない、十分な広さがないなどの回答が多くなっています。充実してほしい子育てサービスや利用したい支援サービスでは、公園などの屋外の設備の整備、つどいの広場などの屋内の施設整備、幼稚園や保育所の園庭等の開放の頻度増加といった、遊び場に関する回答も多く見受けられます。こうした状況を踏まえ、親子が安心して集い、子どもが安全に遊べる場の充実が必要です。

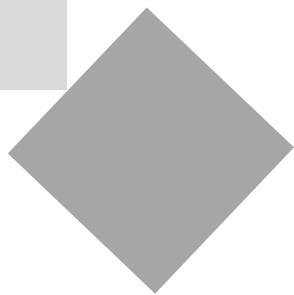
課題5 子どもや子育て家庭を支える地域づくり

核家族化の進行や共働き家庭の増加に伴い、地域のつながりが希薄化しています。子どもの育ちや子育ては、地域の人々との関わりや温かな支え合いが必要です。アンケートでは、子育てがしやすい町の要素に地域のつながり（ネットワークや団体）は必要であると答えた保護者が約8割に上っています。また、近所の人や知人・友人から情報を得ている保護者、日々の声かけや見守りの中で子どもの安全確保を望む声も少なくなく、地域や社会全体による子育て支援の重要性がわかります。

こうした状況も踏まえ、地域ぐるみで子どもを見守り、子育て家庭を応援できるよう、仕組みの充実が求められます。地域住民が、近所の親子とあいさつを交わしたり、登下校時の子どもや公園などで遊ぶ子どもに声掛けをしたりすることは、それ自体は些細なことでも、子育て家庭の孤立防止や子どもの健全な成長につながる効果を生みます。地域住民一人ひとりが子どもや子育て家庭を温かく見守り、近所や子育て家庭同士がお互いに助け合えるような地域づくりを進めることが期待されます。

第3章

計画の基本的な考え方



3-1 基本理念と基本的な視点

1 基本理念

本町は、大阪市と京都市のほぼ中間に位置して、通勤・通学の利便性が高い地域であるとともに、古くから水路や陸路の交通の要として栄えつつ豊かな自然を残したまちです。

こうした良好な住居環境の中で、すべての子どもたちが、自分らしくいきいきと育ち、それぞれの可能性を最大限に生かして成長できるよう取り組まなくてはなりません。そのために、保護者のみならず地域全体で子どもたちの成育を支える社会の形成を目指します。

本町では、第一期計画以来、「すべての子どもが主体的な存在として尊重され、いきいきと育成される社会の形成」を基本理念とした子ども・子育て支援に取り組んできました。第三期となる本計画においても、基本的な考え方は変えず、すべての子どもたちの豊かな成長を願い、地域社会全体で子どもと子育て家庭の支援を進めます。

**すべての子どもが主体的な存在として尊重され、
いきいきと育成される社会の形成**

2 基本的な視点

本町に暮らす子ども、親・保護者、子育てに関連するすべての人、そして子育てを応援する地域の人人々に共通する視点を、第二期計画から引き続き設定し、「基本的な視点」として位置付けます。

■視点1 すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり

すべての子どもが、地域の中で主役となって、健やかに夢と希望をもって成長していくことができる環境をつくるという視点です。子どもたちの心身ともに健やかな成長を等しく保障するとともに、「子どもの最善の利益」が実現される環境づくりを進めます。

■視点2 子育てや子どもの成長に喜びと楽しさを実感できる環境づくり

妊娠から子育てまでを、不安なく安心して過ごすことができるだけでなく、子どもの成長や子育てそのものを楽しんでいくことができる地域にする視点です。親になる喜びを実感し、子どもの健やかな成長を楽しさとともに実感できる環境づくりを進めます。

■視点3 すべての人が共に子ども・子育てに関われる環境づくり

地域のすべての人が、子どもや子育て家庭をあたたく見守りつつ、ともに子育てに関われる環境をつくるという視点です。地域全体で、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、協働して子ども・子育てに関わっていける環境づくりを進めます。

3-2 基本目標

基本理念である「すべての子どもが主体的な存在として尊重され、いきいきと育成される社会の形成」の実現に向けて、以下の6つの基本目標を設定します。

基本目標1 質の高い教育・保育や子ども・子育て支援の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培ったり、身体感覚を伴う多様な活動を経験することによって、生涯にわたる学習意欲や学習姿勢の基礎となる好奇心や探究心、小学校以降の学習内容について実感を伴って深く理解できる「学びの芽生え」を育んだりする重要な時期でもあります。子どもの育ちや子どもの置かれた環境等に十分に配慮しつつも、質の高い教育・保育や子ども・子育て支援の充実を図ります。

基本目標2 すべての子どもが健やかに育つための切れ目のない支援

子育てをめぐる環境は、核家族化の進行や地域における地縁的なつながりの希薄化、女性の社会進出や働き方の多様化など、様々な面で変化しています。変化は時に不安や葛藤などを伴いますが、その中でもすべての親が安心して子どもを生み、親になる喜びを実感し、子どもの健やかな成長を楽しさと共に体感できるよう、妊娠・出産期から切れ目のないきめ細かな支援を行います。

基本目標3 生きる力を育む教育環境づくり

これからの社会を担うすべての子どもたちが、個人として尊重されつつ、個性や創造性を発揮し、自分の夢や希望に向かって健やかに成長していくことを支えます。国際化や情報化などが進む中にあっても、一人ひとりが自身の特性に応じて能力や可能性などを最大限に伸ばすこと、子どもたちが自分らしく育っていける「生きる力」を育むことができる教育環境を整備してまいります。

基本目標4 みんなで子育てを見守り、支え合う地域社会の構築

子どもは家庭のみならず学校や地域などの社会における人との交流のなかで、様々な経験をして成長していきます。家庭はもとより、地域の人々から愛されて育った経験は、地域や社会を愛する心を育むことにもつながります。社会を構成する主体それぞれが、子どもや子育てに対する関心や理解を深め、地域ぐるみで子どもの健やかな成長を支えるよう環境を整えます。

基本目標5 安全で安心して子育てができる環境の整備

子どもの大切な命を守り、安全を確保することは、子どもが健やかに成長できる環境として重要な条件です。事故や犯罪が起こらない環境づくりに向けて、地域ぐるみで子どもを見守るまちづくりを進めます。

基本目標6 支援が必要な子どもや家庭に優しい環境づくり

すべての子どもが、生まれた環境や状況に関わらず、健やかに育まれる環境づくりを進めることが重要です。しかしながら、中には、障害や発達特性、いじめ、不登校、児童虐待などの課題を抱えている子どもたちもいます。必要な支援については、子ども一人ひとりの特性や、生活場面や環境によっても異なりますが、本人と家庭、周りの人々との対話を重ねつつ協力を仰ぎながら、かつ、関係機関による相互連携のもと、一人ひとりに合わせた、きめ細かな支援や環境づくりに取り組めます。

3-3 施策の体系

すべての子どもが主体的な存在として尊重され、いきいきと育成される社会の形成

基本目標1 質の高い教育・保育や子ども・子育て支援の充実

重点施策

- 1-1 教育環境の整備
- 1-2 就学前の教育・保育内容の充実
- 1-3 子どもの居場所の充実

基本目標2 すべての子どもが健やかに育つための切れ目のない支援

重点施策

- 2-1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援
- 2-2 子どもと家族の健康な生活の支援
- 2-3 健康な心身を育てる食育の推進
- 2-4 子どもの健全育成
- 2-5 親育ちを支援するサービスの充実

基本目標3 生きる力を育む教育環境づくり

重点施策

- 3-1 確かな学力向上等に向けた取組
- 3-2 豊かな心の育成に向けた取組
- 3-3 健やかな体の育成に向けた取組

基本目標4 みんなで子育てを見守り、支え合う地域社会の構築

重点施策

- 4-1 子育て支援ネットワークの推進と子育ての仲間づくりの場の提供
- 4-2 地域の子育て力の向上
- 4-3 ワーク・ライフ・バランスと男女共同参画の推進
- 4-4 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供

基本目標5 安全で安心して子育てができる環境の整備

重点施策

- 5-1 安全・安心な子どもの生活環境の整備
- 5-2 子どもの交通安全の確保
- 5-3 子どもを取り巻く有害環境対策

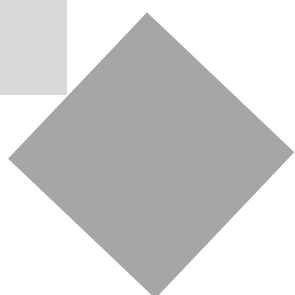
基本目標6 支援が必要な子どもや家庭に優しい環境づくり

重点施策

- 6-1 ひとり親家庭の自立支援
- 6-2 子育ての経済的負担の軽減
- 6-3 虐待防止等要支援児童対策
- 6-4 社会的な支援を要する子どもと家庭への支援

第4章

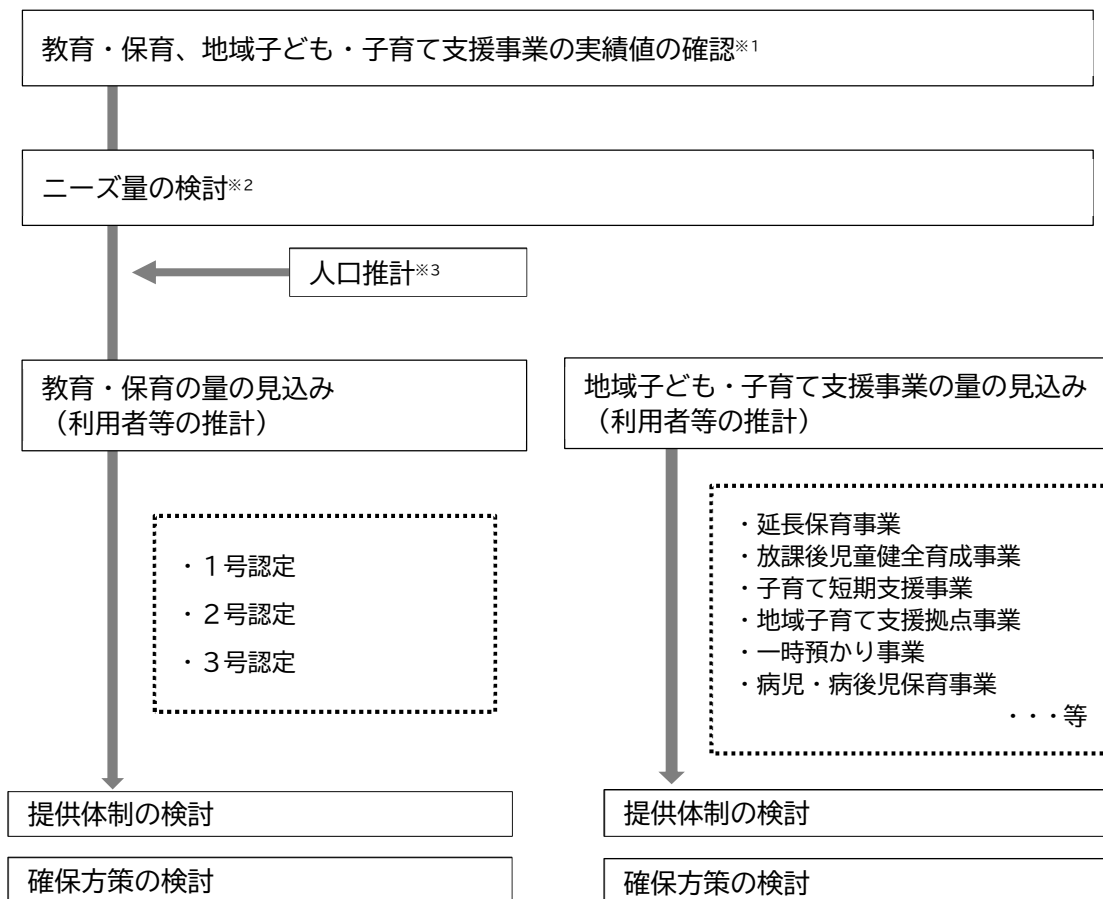
量の見込みと供給体制



4-1 量の見込みの算出方法

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ推計に当たっては、実情を踏まえた推計を行う観点から、「人口推計」、「実績値」、「ニーズ量」の3つの数値を基礎とし、事業の特徴などを勘案して算出、さらに、町の地域特性の整合性を検証しながら推計を行いました。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み推計のフロー



※1 実績値について：事業の特性や状況に応じて、第二期子ども子育て支援事業計画の実施期間（令和2年～令和6年）における実績値を活用しています。なお、令和6年度に関しては、計画策定中の期間のため見込値となっています。また、令和2年～令和4年に、新型コロナウイルスの影響等があったことも勘案して活用しています。

※2 ニーズ量について：ニーズ量に関しては、令和6年1月30日～2月20日に実施した町内の就学前児童（0歳児～5歳児）の保護者及び町内の小学生児童（小学1年～6年生）の保護者に対するWEB（電子フォーム）による調査（「子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査」）の結果の中から、各事業における該当項目のニーズ（顕在ニーズ、潜在ニーズ）等の割合を算出し推計に活用しています。

※3 人口推計について：人口推計は「コーホート変化率法」を基礎に用いています。コーホートとは、同じ年または期間に生まれた人々の集団を指します。コーホート変化率法は、過去の実績人口の変化から求めた変化率を用いて推計を行う手法です。その上で、大規模開発による人口流入を勘案し、本町にて独自に推計した数値を活用しています。

4-2 子ども人口の推計

本計画期間（令和7年度～令和11年度）における、人口推計は下記のとおりです。なお、見込み量の算出に当たり、各事業の特性を勘案し、就学前児童（0歳～5歳）は、4月1日時点での人口推計、就学児童（6歳～11歳）は、5月1日時点での人口推計となっています。

1 計画期間における子ども人口の推計

◆未就学児童の人口推計（各年4月1日時点）

和暦		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
西暦		2025	2026	2027	2028	2029
就学前 児童 (人)	0歳	281	317	340	341	335
	1歳	305	306	331	340	341
	2歳	307	323	316	331	340
	3歳	310	321	331	316	331
	4歳	314	321	327	331	316
	5歳	316	321	325	327	331
合計		1,832	1,909	1,970	1,987	1,995

* 未就学児童の人口推計（各年4月1日時点）の数値は、「教育・保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」の放課後児童健全育成事業（学童保育室）以外の見込み量の算出に活用しています。

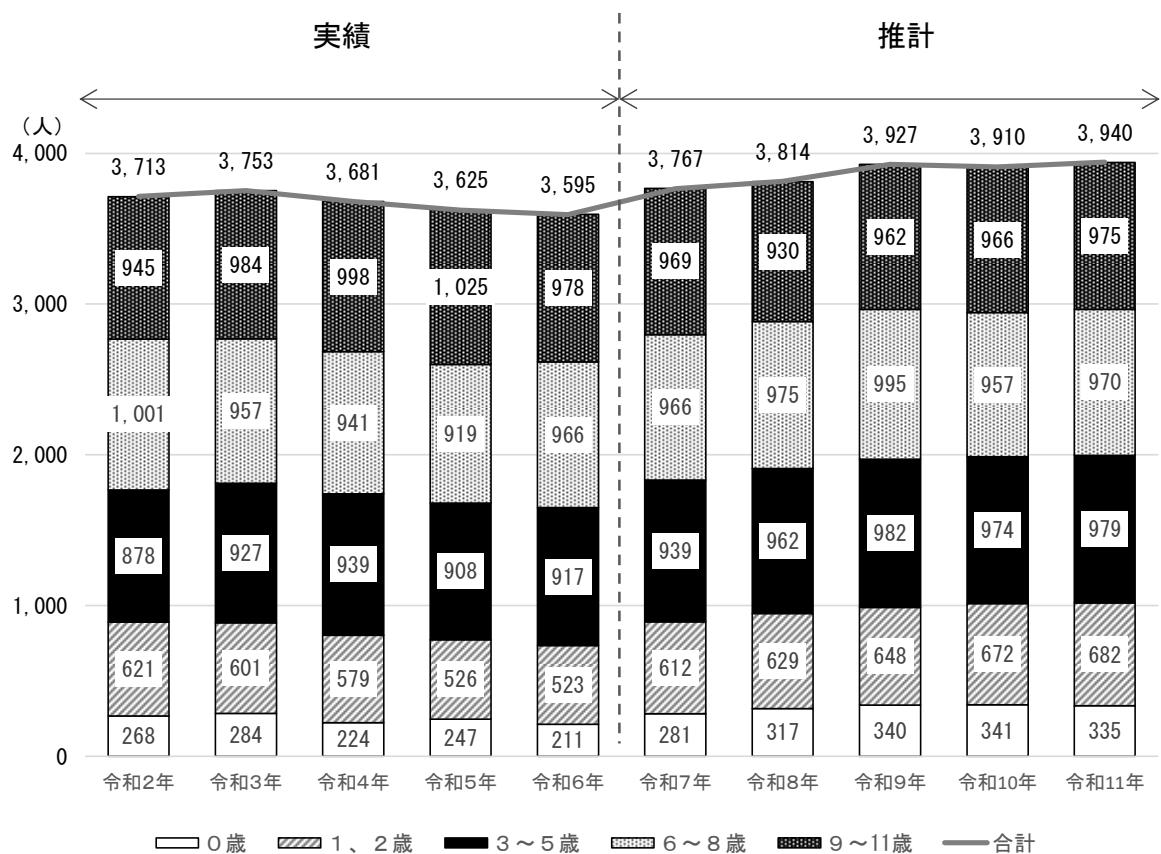
◆就学児童の人口推計（各年5月1日時点）

和暦		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
西暦		2025	2026	2027	2028	2029
小学生 児童 (人)	6歳	328	324	343	290	337
	7歳	323	328	324	343	290
	8歳	315	323	328	324	343
	9歳	324	315	323	328	324
	10歳	291	324	315	323	328
	11歳	354	291	324	315	323
合計		1,935	1,905	1,957	1,923	1,945

* 就学児童の人口推計（各年5月1日時点）の数値は、「地域子ども・子育て支援事業」の放課後児童健全育成事業（学童保育室）の見込み量の算出に活用しています。

2. 子ども人口の動向

本町における12歳未満の子どもの人口は、令和3年以降では微減の状況となっていますが、令和7年以降は、大規模開発に伴う増加が見込まれています。



* グラフの数値について、実績部分は人口基本台帳の各年4月1日時点の数値、推計部分は本章4-2における「1 人口推計」の数値を活用して作成。

4-3 教育・保育の量の見込みと提供体制

1 教育・保育の提供区域

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における共通の区域設定です。市町村は、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています（子ども子育て支援法第61条第2項）。

本町の「教育・保育提供区域」は、上記に準じて、第二期計画に引き続き、町全体を1つの区域として設定します。

2 認定区分

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組みとなっています（同法第19条）。認定区分は3つに分かれており、それにより、利用できる施設や時間が変わります。認定区分を整理すると下記の内容となります。

◆認定区分一覧

認定区分	定 義		対象年齢	主な利用施設
1号認定	満3歳以上の教育認定。 子どもが満3歳以上で教育を希望する場合。		3～5歳	幼稚園 認定こども園
2号認定	教 育	満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもであって、「保育の必要な事由※」に該当し、幼稚園などの保育を希望する場合。	3～5歳	幼稚園 認定こども園
	保 育	満3歳以上の保育認定。 子どもが満3歳以上で「保育の必要な事由※」に該当し、保育所などの保育を希望する場合。		保育所（保育園） 認定こども園
3号認定	教 育	満3歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもであって、「保育の必要な事由※」に該当し、かつ非課税世帯である場合で幼稚園などの保育を希望する場合。	0歳 1歳 2歳	幼稚園 認定こども園
	保 育	満3歳未満の保育認定。 子どもが満3歳未満で「保育の必要な事由※」に該当し、保育所などの保育を希望する場合。		保育所（保育園） 認定こども園 地域型保育

※「保育の必要な事由」とは、①就労、②妊娠、出産、③保護者の疾病、障害、④同居又は長期入院等している親族の介護・看護、⑤災害復旧、⑥求職活動、⑦就学、⑧虐待やDVのおそれがあること、⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること、⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合をいいます。

3 教育・保育の量の見込みと提供体制

本町では、近年の住宅開発による就学前児童人口の増加等に伴う保育ニーズの急速な高まりにより、平成 25 年度から待機児童が発生しており、その解消に向けて、平成 30 年 11 月に「島本町保育基盤整備加速化方針」を設定し、新規に 6 つの施設の整備を進める等の取組を進めてきました。結果として、令和 3 年 4 月には待機児童がゼロとなり、「島本町保育基盤整備加速化方針」は令和 4 年 8 月に完了しています。

本計画期間においては、大規模住宅開発に伴う教育・保育ニーズの増加が想定されますが、令和 7 年度に小規模保育事業所 1 か所を開設し、令和 8 年度に第一幼稚園の就労支援型幼稚園としての機能を拡充するほか、保育所等において定員拡充を図る、また基準の範囲内で認可定員を超えて児童を受け入れる、いわゆる弾力的運用を図るなど、町内の現有施設を最大限活用した対応に取り組んでまいります。

単位：人

	令和 7 年度						令和 8 年度						令和 9 年度					
	1 号	2 号		3 号			1 号	2 号		3 号			1 号	2 号		3 号		
		教育	保育	0 歳	1 歳	2 歳		教育	保育	0 歳	1 歳	2 歳		教育	保育	0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み	271	37	609	49	219	223	278	88	573	56	220	235	284	89	587	61	238	229
②供給体制	507		1043				405		1062				405		1062			
差（②－①）	199		▲ 57				39		▲ 22				32		▲ 53			
③供給体制	-		1141				405		1160				405		1160			
差③－①	-		41				39		76				32		45			

	令和10年度						令和11年度					
	1 号	2 号		3 号			1 号	2 号		3 号		
		教育	保育	0 歳	1 歳	2 歳		教育	保育	0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み	282	88	580	60	245	241	283	88	587	59	245	248
②供給体制	405		1062				405		1062			
差（②－①）	35		▲ 64				34		▲ 77			
③供給体制	405		1160				405		1160			
差③－①	35		34				34		21			

※「①量の見込み」とは、人口推計に対し、昨今の教育・保育需要率を掛け算出したもの。

※「②供給体制」とは、本町内の教育・保育施設の認可定員数等を合計したもの。

※「③供給体制」とは、保育所、認定こども園の認可定員に対し基準の範囲内で弾力的運用を行った場合の数値。

ただし、各施設において定員拡充がなされたり、新たな施設整備がなされたことによる受入体制の拡充がなされた場合は、弾力的運用の割合を低減させていきます。

4-4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 利用者支援事業

子ども及び保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等を円滑に利用できるように、子ども及び保護者の身近な場所において相談に応じ、必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

改正児童福祉法の施行に伴い、これまで設置していた「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を維持し、一体的に相談支援を行うため、令和7年1月に設置した「こどもすこやかセンター」（こども家庭センター）において、すべての妊産婦、子ども、子育て世帯への包括的な相談支援を継続します。

身近な場所で相談ができ、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やすことを目的とする「地域子育て相談機関」について、今後、設置に向けて検討を進めます。

単位：か所

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

2 地域子育て支援拠点事業

公共施設、保育所、児童館等の地域における身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

本町では、なかよしランドや子育てサークル支援センターの利用、休日園庭開放、つどいの広場等において事業を実施しています。保護者の子育ての不安等を解消する観点からも、乳幼児と保護者が気軽に集える環境づくりを進め、利用者の拡大を図ります。

単位：人

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（見込み）	12,683	13,441	14,028	14,383	14,440
②供給量（見込み）	12,683	13,441	14,028	14,383	14,440
②-①	0	0	0	0	0

3 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠期間中の適時に応じた健康診査として、健康状態の把握や検査計測、保健指導を実施する事業です。本町では、妊婦健康診査の公費負担助成については、妊娠期を通じて14回実施しており、令和4年度からは多胎妊婦に対して追加で5回分を助成しています。また、大阪府・京都府以外の医療機関で受診した場合も償還払いをする等、利用しやすい体制を確保し、受診率の向上に努めます。

単位：人

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（見込み）	4,012	4,303	4,315	4,240	4,151
②供給量（見込み）	4,012	4,303	4,315	4,240	4,151
②－①	0	0	0	0	0

4 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。本町では、十分な提供体制を整えており、妊娠届出時から信頼関係を構築し、引き続き高い訪問率を維持できるよう推進します。

単位：人

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（見込み）	281	317	340	341	335
②供給量（見込み）	281	317	340	341	335
②－①	0	0	0	0	0

5 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

本町では、定期的に家庭児童相談員や保健師間での協議やケース検討等を行い、必要な時期に適切な支援ができるよう体制を整えており、引き続き細かな支援体制で、早期発見による措置を図る体制を強化します。

単位：人

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（見込み）	42	44	45	46	46
②供給量（見込み）	42	44	45	46	46
②－①	0	0	0	0	0

6 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等により身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。本町では、複数の民間事業者に委託し事業を実施しており、利用者のニーズを取り込みつつ、現行体制で継続実施します。

単位：人

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（見込み）	12	13	13	13	13
②供給量（見込み）	12	13	13	13	13
②－①	0	0	0	0	0

7 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。本町においては、利用者のニーズを取り込みつつ、事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。

◆在園児対象型（幼稚園型）

単位：人

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（見込み）	10,250	10,360	10,455	10,416	10,437
②供給量（見込み）	10,250	10,360	10,455	10,416	10,437
②－①	0	0	0	0	0

◆在園児対象型以外（一般型）

単位：人

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（見込み）	1,921	2,001	2,065	2,083	2,092
②供給量（見込み）	1,921	2,001	2,065	2,083	2,092
②－①	0	0	0	0	0

8 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日時において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。利用者のニーズを取り込みつつ、事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。

単位：人

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（見込み）	494	515	531	536	538
②供給量（見込み）	494	515	531	536	538
②－①	0	0	0	0	0

9 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。本町では、令和4年4月に開設した「認定こども園 ゆいの詩 病児保育室」において実施しています。利用者のニーズを取り込みつつ、事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。

単位：人

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（見込み）	112	116	120	121	122
②供給量（見込み）	1,452	1,446	1,458	1,452	1,470
②－①	1,340	1,330	1,338	1,331	1,348

10 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。ファミリー・サポート・センターの周知を図り提供会員の確保に努めつつ、利便性の確保を進めながら継続実施いたします。

単位：人

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（見込み）	856	867	893	889	896
②供給量（見込み）	856	867	893	889	896
②－①	0	0	0	0	0

11 放課後児童健全育成事業（学童保育室）

保護者が労働等により昼間家庭にいない状況において小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の空き教室等、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供することにより、健全な育成を図る事業です。

本町では、ニーズの高まりに対応するための体制整備を進めるとともに、支援員の育成に取り組みます。高学年の利用希望については、これまでどおり、4年生までの受け入れを継続させることを基本とし、放課後の子どもの居場所づくりを充実させていきます。

◆低学年

単位：人

項目	学年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量 (見込み)	1年生	194	191	196	193	195
	2年生	179	176	181	178	180
	3年生	154	151	155	153	154
	合計	526	518	532	523	529
②供給量 (見込み)	1年生	194	191	196	193	195
	2年生	179	176	181	178	180
	3年生	154	151	155	153	154
	合計	526	518	532	523	529
②－①		0	0	0	0	0

◆高学年

単位：人

項目	学年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量 (見込み)	4年生	120	118	121	119	121
	5年生	2	2	2	2	2
	6年生	0	0	0	0	0
	合計	122	120	123	121	123
②供給量 (見込み)	4年生	120	118	121	119	121
	5年生	2	2	2	2	2
	6年生	0	0	0	0	0
	合計	122	120	123	121	123
②－①		0	0	0	0	0

12 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児の手技等の支援を行う事業です。病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型があります。

本町では、令和3年10月から町内産科医療機関に委託し、通所型の産後ケア事業を実施しています。本事業を利用される方が増加傾向にあることから、今後、ニーズに対応するため宿泊型について実施に向けて検討を進めます。

◆通所型

単位：人

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（見込み）	159	179	192	193	189
②供給量（見込み）	159	179	192	193	189
②－①	0	0	0	0	0

13 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

親の就労状況に関わらず、子どもを保育所に預けられる制度です。また、その保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談、当該保護者に対する子育てについての情報提供・助言、その他援助を行います。なお、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられます。

単位：人

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（見込み）	74	93	98	100	99
②供給量（見込み）	74	93	98	100	99
②－①	0	0	0	0	0

14 妊婦等包括相談支援事業

令和4年度から実施している出産・子育て応援事業の伴走型相談支援を制度化したもので、妊娠期から妊婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談等により必要な支援につなぐ事業です。引き続き、妊娠届出時の全数面談や妊娠8か月アンケート時のフォロー等を通じて、出産に向けた切れ目のない支援を行います。

単位：人

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量（見込み）	952	1,021	1,024	1,006	985
②供給量（見込み）	952	1,021	1,024	1,006	985
②－①	0	0	0	0	0

15 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。委託事業所の確保も含めて、実施に向けた検討を行います。

16 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

本事業は、島本町要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性の強化と、関係機関における連携強化のための取組を支援する事業です。必要性に応じて、支援を実施いたします。

17 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成、学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。また、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関による支援につなぐ等、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益保障と健全育成を図る事業です。本事業に対するニーズ等の把握に努めながら、実施について検討を進めます。

18 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供、相談及び助言を実施します。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換できる場を設ける等、必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。本事業に対するニーズ等の把握に努めながら、実施について検討を進めます。

19 実費徴収に係る補足給付を行う事業

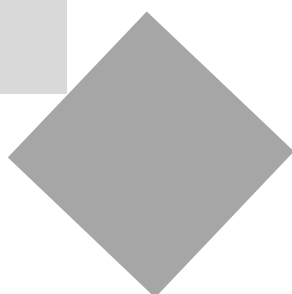
保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。本町において適正な給付に努めます。

20 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。地域内の実情に配慮しつつ、必要性に応じて検討を進めます。

第5章

施策の展開



基本目標1 質の高い教育・保育や子ども・子育て支援の充実

重点施策

- 1-1 教育・保育環境の整備
- 1-2 就学前の教育・保育内容の充実
- 1-3 子どもの居場所の充実

1-1 教育・保育環境の整備

(1) 保育基盤の確保

保育ニーズの急速な高まりや子育て世帯の増加に対応するため、待機児童対策として保育基盤の確保に取り組みます。

(2) 幼稚園教諭・保育士等の確保

府や関係機関等と連携を図りながら、資格取得見込者への働きかけを積極的に実施し、幼稚園教諭・保育士等の確保に取り組みます。

(3) 町立小中学校、幼稚園及び保育所の施設・設備の充実

町立小中学校、幼稚園及び保育所の施設・設備の計画的な改修・更新を図るとともに、非構造部材の耐震対策を含めた点検・修繕等の維持管理に努めます。「学校施設長寿命化計画」及び「保育施設長寿命化計画」に基づき、計画的かつ効率的な予防保全型の維持管理を図ります。

(4) 信頼される幼稚園運営

「幼稚園の保育に関するアンケート調査」を実施することで、より良い保育活動、信頼される幼稚園に向けた運営改善を行います。

(5) 保・幼・小・中一貫教育の推進

就学前から義務教育の全期間を通じた円滑な接続を目指し、きめ細かな学習指導、生徒指導、進路指導を推進し、指導の一貫性及び系統性を図ります。

各保育所、幼稚園、小学校において「みづまるキッズカリキュラム」の確実な実施を進めるとともに、子ども一人ひとりの変容を経年的に見守りながら、子どもの将来像である「自ら考え判断し行動できる子ども」、「違いを理解し、自他を尊重する子ども」の実現を目指します。

1－2 就学前の教育・保育内容の充実

（１）認定こども園、幼稚園及び保育所を対象とした研修の充実

就学前の教育・保育内容の充実に向けて、必要な研修を実施します。

（２）教育・保育の質の向上に向けた取組

特定教育・保育施設については、適切な運営や保育体制となるように、府とも緊密に連携して町の支援・指導体制を強化します。

また、積極的に施設間の情報交換の場を持つことで、町内の教育・保育施設全体の質の向上を図ります。

（３）異年齢交流の推進

保育所等において、小学校を中心に体験入学や行事交流等の異年齢交流の推進を図り、中学校や高校との交流のあり方についても検討します。

（４）認定こども園、幼稚園及び保育所の園庭開放

未就園の子どもとその保護者を対象に、認定こども園、幼稚園及び保育所の園庭を開放することで、親子で自由に遊べる場所を提供します。

（５）幼児教育推進体制の充実

幼稚園及び保育所において、外国人講師による外国語活動及び英語科の指導を実施します。また、自然環境の中での遊びや諸活動を通して健やかな心身の育成に努めるとともに、小学校での体育につながる運動遊び等の充実を図ります。

1－3 子どもの居場所の充実

（１）子どもの居場所づくり

公園・学校施設・公共施設などの既存資源を有効活用し、放課後や休日に過ごす場の充実に努めるとともに、地域のニーズを考慮した公園施設・機能の充実を図ります。また、子どもの居場所づくりの一環として、地域での子ども食堂や学習支援などの取組を支援します。

（２）学童保育室の充実

保護者が就労等により昼間において家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を提供することで、児童の健全な育成を図ります。

基本目標2 すべての子どもが健やかに育つための切れ目のない支援

重点施策

- 2-1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援
- 2-2 子どもと家族の健康な生活の支援
- 2-3 健康な心身を育てる食育の推進
- 2-4 子どもの健全育成
- 2-5 親育ちを支援するサービスの充実

2-1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

(1) こども家庭センター（こどもすこやかセンター）の運営（母子保健機能）

令和7年1月に設置した、「こどもすこやかセンター」において、すべての妊産婦、子ども、子育て世帯への包括的な相談支援を継続します。

(2) 妊婦等包括相談支援事業の実施

妊娠時から妊婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。また、伴走型相談支援の機会をとらえ、妊婦のための支援給付交付金として現金を給付します。

(3) 関係機関との連携強化

妊娠期から子育て期にわたり、関係機関による切れ目のない支援を行うため、医療機関等の関係機関との連携を強化します。

(4) 低所得妊婦初回産科受診料支援事業の実施

市町村民税非課税世帯の方等を対象に、経済的な理由で妊娠の診断を受けるための受診を控えることがないよう、初回産科受診にかかる費用の助成を行います。

(5) 母子健康手帳の交付

妊娠届出時に助産師や保健師等が母子健康手帳の交付を行うとともに、妊娠期からの相談や母子保健事業の案内等必要な情報提供を行います。

(6) 妊婦健康診査の推進

安全・安心な妊娠と出産を支援するため、妊婦の健康管理に努めるとともに、妊婦健康診査の費

用を助成し、経済的負担の軽減を図ります。また、多胎妊娠の方の経済的負担の軽減を図るため、通常の助成に加えて追加で受診する妊婦健康診査の費用の助成を行います。

(7) 産婦健康診査の推進

産後間もない時期の母親のこころとからだの健康を守るために必要な産婦健康診査の費用を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

(8) 産前・産後ヘルパー派遣事業の実施

妊産婦が、体調不良により家事・育児を行うことが難しく、親族等の支援が受けられない方へホームヘルパーを派遣し、家事・育児を支援します。

(9) 両親教室（パパママクラス）の充実実施

妊娠中の母親と父親、その家族が安心して赤ちゃんを迎えられるよう、また、妊娠中から関わることにより、出産後も身近な相談場所となるよう講座を開催します。

(10) 産後ケア事業の実施

産後も安心して、子育てができるよう、産科医療機関等に滞在し、助産師等の専門スタッフが母親の心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業を実施します。

(11) 子育て講座（ベビーマッサージ）の実施

子どもと触れ合う方法を知り、親子で楽しい時間を過ごすことができるよう、ベビーマッサージの講座を開催します。また、保育士や助産師等に育児に関する相談ができる機会とし、安心して育児ができるよう支援します。

2-2 子どもと家族の健康な生活の支援

(1) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）の推進

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に、保健師、助産師が訪問し、育児への助言や子育て支援に関する情報提供等を行うことで不安の軽減を図ります。また、育児支援の必要なケースを早期発見し、適切な子育て支援サービスの提供に繋がります。

(2) 乳幼児健康診査の実施

乳幼児の健康の保持・増進を図るため、乳児一般（1か月児）、4か月児、乳児後期、1歳6か月児、3歳6か月児健診を実施します。経過観察が必要とされた乳幼児に対しては、小児科医による経過観察健診や発達相談員による発達検査、保健師等による継続的な育児相談を実施し、適切な支援に努めます。

（３）新生児聴覚検査の実施

耳のきこえにくさを早期に発見するために、出生後間もない時期に実施する新生児聴覚検査の費用を助成します。

（４）予防接種事業の推進

感染症の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づく各種予防接種の接種率向上を図るとともに、風しん予防接種費用助成事業等を実施し、風しん等の感染拡大の防止に努めます。

（５）子どもの事故防止に向けた啓発や情報提供

子どもの事故防止のため、母子健康手帳の交付、両親教室（パパママクラス）、妊娠８か月アンケート、予防接種手帳交付、乳幼児健診等の様々な機会を通して、啓発用パンフレットを配布する等の情報提供を行います。

（６）望まない受動喫煙の防止の推進

改正健康増進法や大阪府子どもの受動喫煙防止条例に基づき、望まない受動喫煙防止に向けた周知・啓発等に取り組みます。

（７）歯科保健事業の推進

妊産婦や乳幼児を対象とした歯科健康診査等の歯科保健事業を実施し、歯・口腔の健康づくりを推進します。

（８）かかりつけ医・歯科医の推進

かかりつけ医・歯科医の必要性などを啓発することで、かかりつけ医・歯科医を持つことを推進します。

（９）小児救急医療体制の充実

高槻島本夜間休日応急診療所の周知を行うとともに、引き続き関係各市等と連携して広域で運営する等、小児救急医療体制の充実に努めます。

２－３ 健康な心身を育てる食育の推進

（１）育児・離乳食相談事業の実施

来所型の育児相談や電話・面接・訪問で管理栄養士や保健師が乳幼児の食事について相談に応じます。

（２）認定こども園、幼稚園及び保育所での食育の推進

集団給食のあり方について、毎月、献立会議を開催し、乳幼児の栄養や嗜好を勘案したメニュー作りを推進します。また、各園における野菜等の栽培を通して、食べることの大切さや集団での食事の楽しさを学ぶクッキング保育を継続して実施します。

（３）小中学校における食育の推進

各小中学校において、学校保健計画、食に関する指導の全体計画に基づいて、教科横断的な視点での健康教育を推進するとともに、食事をする楽しさを知り、栄養や食事のとり方を理解し、望ましい食生活を送る心構えを養うことに努めます。

２－４ 子どもの健全育成

（１）喫煙・薬物等の乱用防止に向けた啓発活動の推進

喫煙、飲酒、薬物等の害について、学校や関係団体において講話により啓発していきます。また、児童生徒だけでなく、保護者に対しても、喫煙、飲酒、薬物等の適切な防止策を周知します。また、啓発用品の配布依頼があれば実施します。

（２）思春期健康教育の充実

教育研究会の部会において思春期における健康教育に取り組みます。また、児童生徒の発達段階を踏まえつつ、思春期の心と身体について、集団指導や個別指導を効果的に組み合わせ、健康教育を推進します。

（３）思春期保健等相談体制の充実

各小中学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置拡充により、思春期の子どもや保護者に対する相談支援を行うとともに、体制のさらなる充実を図ります。また、教育センター連絡会を通じて、密な情報共有と連携を行い、子どもや保護者の実態に寄り添った相談支援に努めます。

（４）不登校児童生徒支援の充実

各小中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、教職員とともに協働で対応しながら、不登校児童生徒やその保護者と丁寧に関わることによって、不登校の未然防止・早期発見・早期対応につなげます。また、担当職員の情報交流によって各校の指導・支援に生かされるよう、報告や研修機会の充実を図ります。併せて、不登校の児童生徒にとって「居場所」となる自立支援教室（教育支援センター）の機能充実を推進します。

（５）不登校児童生徒や様々な問題行動への対応

児童生徒の様々な問題行動や不登校児童生徒への対応について、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることが重要であるため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを学校に派遣し、教員の資質向上と児童生徒における諸課題の解決を図ります。また、ＩＣＴを活用した学習支援について、家庭での展開も継続して進めます。スクールカウンセラーの配置により、教員との連携や研修等を通じた教員の資質向上と児童生徒の諸課題の解決に繋がります。

（６）非行防止活動の展開

青少年指導員によるパトロールや啓発を継続するとともに、町内の各種団体や地区少年補導員、少年補導協助力との連携を図り、非行防止のための取組を推進します。児童生徒の規範意識の向上やSNSに起因する犯罪等に巻き込まれないための情報モラル教育を保護者への啓発と併せて実施するとともに、各校において、少年サポートセンターや警察等の専門家による非行防止教室を年1回以上実施します。

2-5 親育ちを支援するサービスの充実

（１）両親教室（パパママクラス）の実施

妊娠中の母親と父親、その家族が安心して赤ちゃんを迎えられるよう、また、妊娠中から関わることにより、出産後も身近な相談場所となるよう講座を開催します。

（２）出会いの絵本事業の推進

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）、1歳6か月児・3歳6か月児健康診査時に絵本を1冊プレゼントすることで、健やかな親子関係の構築と豊かな心を育みます。

（３）育児不安を感じる親への支援

育児に対して不安を感じている保護者に対して、保育士が実施する少人数の教室（ぴよぴよ教室）を実施します。また、育児不安を感じる親に対して、安心して育児ができるよう、保健師等が電話・面接・訪問や必要なサービスにつなぐ等の支援を実施します。

基本目標3 生きる力を育む教育環境づくり

重点施策

- 3-1 確かな学力向上等に向けた取組
- 3-2 豊かな心の育成に向けた取組
- 3-3 健やかな体の育成に向けた取組

3-1 確かな学力向上等に向けた取組

(1) 各学校における教育計画の策定

学校教育自己診断の実施や全国学力・学習状況調査等を活用し、各学校の実態を分析することで、具体的な教育目標を設定、取組の検証と課題改善に向けた方策を設定します。また、指導と評価を一体的に行うことで、目標に準拠した評価が適切になされるようにします。個別最適な学びの実現や全国学力・学習状況調査のC B T（コンピュータを使った試験方式）も視野に入れ、G I G Aスクール構想で整備された一人一台端末の更新、配備するソフト・ネットワーク環境についても、教育目標の達成や児童生徒の課題解決につながるよう進めていきます。

(2) 一人ひとりの特性に応じた指導の推進

各校において少人数指導や習熟度別指導を推進・検証し、学力に課題のある児童生徒に対して指導方法の工夫改善に努め、児童生徒一人ひとりの特性に応じた指導を推進します。

(3) 子ども読書活動の推進

家庭、地域、学校、図書館等において、児童生徒の読書活動を総合的に推進します。学校図書館を授業で積極的に活用する等の取組により、児童生徒が読書に興味・関心をもち、自主的に本を読む習慣を形成することで、豊かな知性と人間性のある子どもの育成を目指します。

(4) 英語教育の推進

教育研究会の部会において、外国語活動及び英語科の指導の研究を進め、A L T（外国語指導助手）等の英語指導者を配置することで、英語を用いたコミュニケーション活動を積極的に行い、小中学校間で連続性のある英語教育の推進を図ります。

(5) 総合的な力を育む指導力の向上

児童生徒が知識や技能に加え、学ぶ意欲や問題解決能力、表現力、思考力等を身につけることができるよう教職員の研修を実施します。大阪府実施の研修に係る情報提供を確実に行うとともに、町で実施する初任者研修や10年経験者研修においても、実践的な課題を取扱い、教職員のエンパワメントに注力していきます。

3-2 豊かな心の育成に向けた取組

(1) キャリア学習の充実

町内・近隣市町の事業所の協力のもと、中学生を中心に職業に関する学習を実施し、社会に対する見識を広げる取組を推進します。キャリア教育が各学校における教育活動の根底にあることを理解し、義務教育終了時までには生徒がどのような力を身につけることが望ましいか、教職員間で共通理解を持つことで種々の取組を実施します。

(2) 道徳教育の推進

より良く生きるための基盤となる道徳性を養うため、学校、地域、家庭が連携・協働しながら、子どもの道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育みます。また、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性を養うことを目指した教育の充実に努めます。特別の教科道徳の授業においては、他者との対話の中で、多様な価値観に触れながら、自ら考え、より良い方向への行動選択ができる力を養うことを目指して取組を推進します。

(3) 課題のある児童生徒に対する支援体制の充実

課題のある児童生徒に対し、適切な働きかけができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置・活用を推進します。また、いじめ・暴力行為等の問題行動に対しては未然防止に努めるとともに、早期発見・早期対応を図り、関係機関との連携を強化し、一人ひとりへの指導、支援に確実につなげていきます。

(4) 人権教育の推進

児童生徒に対し、正しく人権教育を指導できるよう、教職員の資質向上に向けて研修を実施し、指導方法の工夫・改善に努めます。また、島本町人権教育研究協議会と連携した取組のさらなる充実を図ります。

3-3 健やかな体の育成に向けた取組

(1) 健康教育の充実

就学前から義務教育の全期間を通じて、子どもの成長段階に合わせた身体づくり、基礎体力の向上を目指した教育を行います。

(2) 新体力テストの実施と健やかな体の育成

小中学校における体力テストを継続して実施し、結果分析を通じた児童生徒それぞれの課題の把握、体育授業を中心とした課題解決となる運動を行います。令和5年度に開始された小学生対象のICTを活用した体力向上事業についても、丁寧な結果分析や課題解決につながる取組を実施します。

（３）「あいさつ」、「朝ごはん」、「朝読書」の推進

児童生徒の基本的な生活習慣の確立に向けて、「あいさつ」、「朝ごはん」、「朝読書」の啓発を行うとともに、家庭との連携に努めます。

（４）部活動における外部指導者の活用

部活動において、町が策定した「島本町立中学校部活動の在り方に関する方針（部活動ガイドライン）」を遵守しつつ、外部指導者等による地域の協力を得ながら活動の充実を図ります。

基本目標4 みんなで子育てを見守り、支え合う地域社会の構築

重点施策

- 4-1 子育て支援ネットワークの推進と子育ての仲間づくりの場の提供
- 4-2 地域の子育て力の向上
- 4-3 ワーク・ライフ・バランスと男女共同参画の推進
- 4-4 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供

4-1 子育て支援ネットワークの推進と子育ての仲間づくりの場の提供

(1) 子育てに関する情報提供の充実

子育て相談窓口におけるパンフレットやチラシ「子育て支援事業のご案内」（保育所をはじめ、町内の関係機関が行う支援事業の年間日程等）の配置をはじめ、町のホームページやSNS等による、各種紙媒体やインターネットを活用した子育てに関する情報提供を行います。また、「しまもとタウンメール」を活用して、イベント情報や防犯・防災に関する情報が迅速に発信できるよう、関係機関との連携を強化します。

(2) つどいの広場事業の推進

常設の広場において、親子が気軽に集い、触れ合いながら相互に交流を図る場を提供します。また、利用者の増加を目指して、つどいの広場の周知及び施設への指導を行います。

(3) 子育て支援活動団体等への支援の充実

子育てを支援する子育てサークルやボランティア等の活動団体の状況を把握するとともに、各々が持つ情報を共有し、町内の子育て環境の向上や人材の育成に生かせるネットワークづくりを推進します。

4-2 地域の子育て力の向上

(1) 公共施設の活用

ふれあいセンターや図書館等における子どもを対象とした活動内容の充実を図るとともに、公共施設の子どもに対する安全な居場所としての活用を検討します。

(2) 青少年人権教育事業及び青少年健全育成大会の推進

青少年人権教育事業や青少年健全育成大会を通して、豊かな経験、様々な感情を体験する中で、あらゆる人の気持ちを理解することができるようになるための機会を提供します。

（３）総合型地域スポーツクラブへの支援

総合型地域スポーツクラブが行う各種スポーツ教室やイベント等の開催を支援します。

４－３ ワーク・ライフ・バランスと男女共同参画の推進

（１）男女共同参画の推進

「しまもとスマイルプラン」に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

（２）男女共同参画による子育てを可能とする職場づくりのための啓発

茨木公共職業安定所や企業内人権啓発推進連絡会との連携により、町内企業を対象とした、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進、男女共同参画の視点による、働きながら子育てがしやすい職場環境づくりのための啓発を行います。仕事と家庭の調和のみならず、性別に関わりなく仕事・家庭・地域等の活動に取り組み、相乗効果を発揮できる地域社会の形成を目指します。

（３）就労支援の実施

関連機関や団体等と連携し、就労に関する情報提供や講座の開催、就労支援に関する相談を通して、再就職を含めた就労に関する支援を行います。

４－４ 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供

（１）延長保育事業の推進

認定こども園、保育所において、延長保育等の特別保育を実施することで、多様な保育ニーズに対応したサービスの提供に努めます。

（２）預かり保育事業の推進

幼稚園での教育時間終了後や長期休業中に保育を実施し、働きながら幼稚園に通わせたいというニーズに対応します。

（３）一時預かり事業の推進

保護者の急な用事や短期のパートタイム等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを私立保育所等において一時的に預かる事業について、今後も推進します。

（４）病児・病後児保育への対応

「認定こども園 ゆいの詩 病児保育室」において、引き続き、病児・病後児の保育を支援します。

(5) ファミリー・サポート・センター事業の推進

地域における子育てと就労支援を行うために、支援を受けたい依頼会員と支援を提供したい提供会員が会員組織を構成し援助活動を展開します。子育て家庭以外にもファミリー・サポート・センターの周知を図り、提供会員の確保に努めます。

基本目標5 安全で安心して子育てができる環境の整備

重点施策

- 5-1 安全・安心な子どもの生活環境の整備
- 5-2 子どもの交通安全の確保
- 5-3 子どもを取り巻く有害環境対策

5-1 安全・安心な子どもの生活環境の整備

(1) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

いのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかについて、具体的かつ実践的な方法を学ぶとともに、辛いときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶSOSに関する教育を推進します。また、相談窓口を掲載した資料を児童生徒に配布し、SOSを出すための相談先の周知を図ります。

今後も、教職員とスクールカウンセラーが連携しながら、児童生徒が自他の安全を確保するため、犯罪被害に遭わないための知識を実践的に学ぶことができる機会を取り入れていきます。また、日常生活全般における様々な危険に適切に対応できる能力を育むことを目指した取組を推進します。

(2) 防犯活動の推進

防犯委員会や防犯協議会、警察、保護者、安全ボランティア等との連携により、防犯活動の充実に努めます。引き続き高槻警察署や島本町防犯委員会など関係機関と協力し、防犯活動の充実に努めます。

(3) 幼稚園、保育所、認定こども園、学童保育室及び学校における「危機管理マニュアル」の点検と充実

消防署、関係機関の協力のもと、火災・地震・災害等の防災、不審者対応、救命救急等の各種マニュアルを活用し、日頃から災害発生時に適切な対応ができるよう、訓練を実施します。安全教育を通じて、児童生徒にいかなる状況下でも自らの命を守り抜くため、自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成を図れるよう、取組の工夫を進めます。

(4) 防犯環境の推進

「こども110番の家」運動を推進し、地域全体で子どもを見守り、安全で安心できる住みよい地域づくりに努めます。

(5) 防犯環境整備の推進

防犯灯、防犯カメラ等の整備及び維持管理により、良好な夜間環境を構築し、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進します。

(6) 公園等の良好な維持管理

町内の公園について、子どもや子育て家庭を含め、安全に利用できるよう、遊具の点検等の維持管理を行い、安全かつ身近な遊び場の充実に努めます。引き続き、点検結果等をもとに、老朽化した遊具の整備や改修等を進めていくとともに、「島本町公園施設長寿命化計画」に基づき遊具等公園施設の更新を実施します。

(7) バリアフリー化の推進

島本町バリアフリー基本構想に基づき、財政状況を勘案しながら町内の道路や公共施設のバリアフリー化を推進します。

(8) 公共交通機関の推進

福祉ふれあいバスの活用等、町内における交通手段の利便性を確保し、安心して外出することができるよう支援を推進します。

(9) 妊産婦や子どもに優しい環境の醸成

妊産婦や子ども連れの人への理解を深めるために、住民一人ひとりの意識やマナーの向上につながる啓発活動を進めます。また、公共施設や公共交通機関等において、授乳コーナーやトイレ内のベビーシート・ベビーチェアの設置など、子育て家庭が安心して利用できる環境づくりを推進します。

5-2 子どもの交通安全の確保

(1) 交通安全教育の推進

交通事故に遭わないために、児童生徒自らが交通ルールを理解し実践できるよう、交通安全推進協議会や警察等と連携し、保育所や幼稚園、小中学校において交通安全教室を実施します。

(2) 通行者の安全確保のための歩道整備

通行者が安全かつ快適に移動できるよう、通学路等の点検を行い、交通安全の確保に努めるとともに、必要に応じて、防護柵やカーブミラー等の交通安全施設の整備を進めます。

また、迷惑駐輪や放置自転車の防止に向けた街頭啓発を行うとともに、随時、放置自転車等を撤去することにより、安全な通行がなされる歩道の維持継続に努めます。

(3) 通学路の安全対策の実施

安全ボランティアとして登録した地域住民による見守り体制の充実や警察や関係機関と共に実施する通学路合同点検を通して、子どもの安全対策に取り組みます。また、地域住民による日常生活を通じた「ながら見守り」を推進します。

（４）園外活動の安全対策の実施

認定こども園、幼稚園及び保育所における園外活動について、経路上の危険箇所を把握するとともに関係機関と連携を図り、改善に取り組めます。

５－３ 子どもを取り巻く有害環境対策

（１）情報教育の充実

学校教育を通じて、情報社会に対する正しい認識の醸成をはじめ、携帯電話・スマートフォンの利用に関する注意事項やインターネット利用上のモラル及び危険性についての啓発、情報社会で生き抜く力の育成等に努めます。こうした育成に向けた取組については、教員による指導のみならず、保護者、地域、企業と連携した取組も併せて推進し、様々な角度から児童生徒が危機意識や当事者意識を持てるように進めます。

基本目標6 支援が必要な子どもや家庭に優しい環境づくり

重点施策

- 6-1 ひとり親家庭の自立支援
- 6-2 子育ての経済的負担の軽減
- 6-3 虐待防止等要支援児童対策
- 6-4 社会的な支援を要する子どもと家庭への支援

6-1 ひとり親家庭の自立支援

(1) ひとり親家庭の自立支援の充実

「島本町地域福祉計画」(ひとり親家庭等自立促進計画を包含)に基づき、母子・父子家庭の自立促進等の取組を総合的かつ計画的に支援します。

(2) ひとり親家庭の相談支援・就労支援の充実

福祉事務所にひとり親家庭・女性支援員、就労支援員を配置し、関係機関と連携しながら、離婚前相談を含め、各種制度の情報提供、相談支援、就労支援を行います。

(3) ひとり親家庭への子育て・教育支援の充実

生活支援員の派遣など子育て支援、貸付などによる教育費の支援、養育費の確保に向けた支援などを行います。

(4) ひとり親家庭の生活支援・経済的支援の充実

児童扶養手当や医療費助成などの給付・助成制度を実施するとともに、生活資金の貸付、公営住宅の活用など住宅入居への支援を行います。

6-2 子育ての経済的負担の軽減

(1) 子どもの貧困対策

関係部局・関係機関と連携し、生活困窮者支援やひとり親家庭等の各種支援についての周知を図るとともに、支援を必要とする世帯等の把握に努め、必要な支援につなげることで、子どもの貧困対策を推進します。

(2) 主食費補助

認定こども園及び保育所における3歳以上児の主食費について、低所得世帯の負担軽減を図るため、費用の一部を補助します。

（３）副食費補足給付

新制度への移行がなされていない幼稚園における副食費について、低所得世帯の負担軽減を図るため、国の示す基準に基づき、費用の一部を補助します。

（４）児童手当・子ども医療費助成

児童を養育する家庭の福祉増進の推進や医療費にかかる経済的負担の軽減を図るため、児童手当の支給、子どもの医療費助成（いずれも１８歳到達年度末まで）を実施します。

（５）子育て家庭への公営住宅の供給

公営住宅の募集において、ひとり親家庭、就学前児童のいる世帯等に対し、裁量世帯として入居収入基準を緩和することで、公営住宅への入居を支援します。

（６）就学援助

経済的理由によって就学困難と認められる町立小中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などの援助を行います。

６－３ 虐待防止等要支援児童対策

（１）こども家庭センター（こどもすこやかセンター）の運営（児童福祉機能）

令和７年１月に設置した、「こどもすこやかセンター」において、すべての妊産婦、子ども、子育て世帯への包括的な相談支援を継続します。

（２）要保護児童対策地域協議会の運営

要保護児童対策地域協議会において、関係機関の連携を深め、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や支援の必要な児童等の早期発見や適切な支援を行います。

（３）児童虐待防止に関する啓発の推進

児童虐待の未然防止、早期発見、早期支援に取り組み、適切な支援を行うことができるよう、児童虐待の相談窓口を広く周知するなど、虐待防止に係る啓発活動を実施します。

（４）児童相談の充実

育児やしつけ、児童虐待等、子どもに関する様々な相談に迅速に対応し、相談しやすい環境を整備するため、児童や家庭に係る相談に応じる体制を充実します。

（５）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施

短期入所生活援助（ショートステイ）では、保護者の病気等の理由により、子どもを家庭で養育

できないとき、児童養護施設等で子どもを預かり養育します。夜間養護等（トワイライトステイ）では、保護者が一時的に養育困難となった場合で町が必要と認めたとき、平日の夜間や休日に町の指定する施設で一時的に子どもを預かり養育します。

（６）児童虐待の早期発見・早期対応のための学校との連携強化

教職員一人ひとりが日頃における学校の教育活動や家庭訪問等を通じて、児童や家庭への関わりを深めることで、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。また、スクールソーシャルワーカー、家庭児童相談員、指導主事による連絡会議等を定期的に行い、子どもや家庭の状況に応じた適切な支援が行えるよう、恒常的な行動観察に努めます。

（７）養育支援訪問事業の推進

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは不適切な養育状況にある保護者、または出産後の養育について支援が必要と認められる妊婦に対し、家庭児童相談員や保健師が訪問し、養育に関する相談、指導、助言等の支援を行います。また、定期的に家庭児童相談員や保健師間での協議やケース検討等を行い、必要な時期に適切な支援ができるよう取り組みます。

６－４ 社会的な支援を要する子どもと家庭への支援

（１）幼稚園教諭、保育士等に対する支援保育（支援教育）研修の充実

幼稚園教諭、保育士等に対する支援保育（支援教育）研修の充実を図ります。

（２）認定こども園、幼稚園及び保育所での外国籍児童生徒等への支援の充実

外国籍の児童生徒や日本語指導を必要とする児童生徒のニーズに対応できる支援の充実を図ります。

（３）障害者計画及び障害福祉計画（障害児福祉計画）の推進

「島本町障害者計画」及び「障害福祉計画（障害児福祉計画）」に基づき、障害のある子どもへの支援の充実や障害のある子どもを取り巻く環境の改善に向けた取組を総合的かつ計画的に推進します。

（４）学童保育室における障害のある児童の受入体制の充実

学童保育室において障害のある児童に対応できるよう、支援員等への研修を実施するほか、各種専門職員がフォローできる体制を整えます。

（５）障害のある子どもへの各種手当の支給

重度の障害をもつ児童（養育者）に対し、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を支給します。

（６）相談・療育支援体制の充実

発達に課題のある児に対して発達相談員による発達相談（経過観察健診〔にこにこ健診〕）、発達支援指導員による個別相談（きらきら相談）、言語聴覚士による個別相談（ことばの相談）、幼児教室を実施します。また、発達の課題のある児を持つ保護者に対する支援として、幼児教室での保護者支援、カンガルー教室、発達の講座を実施し、保護者が子どもの理解を深め、見通しをもって子どもに関わることができるように支援します。

（７）障害児福祉サービスの推進

未就学児及び保護者の通所療育を行う児童発達支援、就学期の児童の日中活動の場となる放課後等デイサービスなど、障害児支援サービスの提供を行います。

（８）認定こども園、幼稚園及び保育所での支援保育（支援教育）

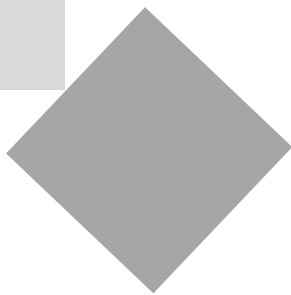
認定こども園、幼稚園及び保育所において支援保育（支援教育）を実施し、支援を必要とする児童に対する、より充実したサポートがなされるための保育体制の強化を図り、インクルーシブ教育・保育の充実を促進します。

（９）ヤングケアラーの支援

ヤングケアラーとその家庭に対し、各関係機関が連携を図り、個々のニーズに応じた相談支援を行います。

第6章

計画の推進にむけて



6-1 計画の推進にむけて

1 子ども・子育て支援の推進に向けた考え方

本計画の推進に当たっては、地域内でのきめ細かな取組が必要とされます。そのためにも、本計画を町民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握します。その結果を踏まえ、事業の継続や拡充を行ったり、必要な取組を新たに追加したりする等、計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）というPDCAサイクルにより計画を推進します。

2 推進体制の充実

（１）推進体制

本計画が着実に実行されるためには、本計画の基本理念や基本目標等を共有し、あらゆる地域資源の活用や協働等により、主体的に子ども・子育て支援に取り組むことが求められます。そのため、行政のみならず、家庭をはじめ、認定こども園、幼稚園、保育所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協力に取り組みます。

（２）情報提供・周知

子育て支援に関する情報及び利用方法等について、「広報しまもと」や町のホームページ、SNS、パンフレット等を活用して、周知に努めます。

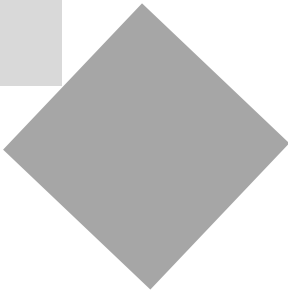
（３）広域調整や府との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営には、子どもや保護者のニーズに応じて、認定こども園、幼稚園、保育園等の施設によるサービス提供、地域子ども・子育て支援事業等の展開が円滑になされる必要があります。その中で、保育の広域利用、障害のある子どもへの対応等、周辺市町や府と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して子育てすることができる環境整備に取り組みます。

3 計画の点検と評価

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるよう管理するとともに、計画の進捗状況について、需要と供給のバランスが取れているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、町のホームページ等を通じて公表します。

資料編



資料1 計画の策定過程

今後の予定も踏まえて
掲載する予定です。

資料2 島本町執行機関の附属機関に関する条例（抜粋）

執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の構成
町長及び教育委員会	島本町子ども・子育て会議	次に掲げる事項について調査審議し、町長又は教育委員会に意見を具申する。 （１）子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項各号に掲げる事務に関する事項 （２）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 4 項の規定によりその権限に属させられた事項 （３）大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成 12 年大阪府条例第 8 号）第 2 条第 2 項の規定により町が処理することとされた事務に付随して、児童福祉法第 35 条第 6 項、第 46 条第 4 項及び第 59 条第 5 項の規定によりその権限に属させられた事項 （４）島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年島本町条例第 24 号）第 4 条第 1 項の規定によりその権限に属させられた事項 （５）島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年島本町条例第 25 号）第 4 条第 1 項の規定によりその権限に属させられた事項	10 人以内	（１）学識経験を有する者 （２）子どもの保護者 （３）事業主を代表する者 （４）労働者を代表する者 （５）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

資料3 島本町子ども・子育て会議規則

平成 26 年 3 月 31 日

規則／教育委員会規則／第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、島本町執行機関の附属機関に関する条例（平成 24 年島本町条例第 21 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、島本町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議の委員（以下「委員」という。）の定数及び構成は、条例別表に掲げるとおりとし、構成する委員の具体的な人数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 3 人以内
- (2) 子どもの保護者 2 人以内
- (3) 事業主を代表する者 1 人
- (4) 労働者を代表する者 1 人
- (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 3 人以内

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 6 条 子ども・子育て会議は、必要があると認めたときは、委員以外の関係者に対して会議への出席、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第 7 条 子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会事務局教育こども部子育て支援課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則（以下「新規則」という。）は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 新規則の施行の際現に島本町子ども・子育て会議規則（平成25年島本町規則第18号。以下「旧規則」という。）の規定により委嘱されている子ども・子育て会議の委員（以下「旧委員」という。）である者は、新規則の施行の日（以下「施行日」という。）に新規則の規定により子ども・子育て会議の委員として委嘱されたものみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新規則第3条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 新規則の施行の際現に旧規則第4条第1項の規定により選任されている子ども・子育て会議の会長である者は、施行日に新規則第4条第1項の規定により子ども・子育て会議の会長として選任されたものとみなす。

附 則（平成29年8月23日／規則／教委規則／第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

資料4 島本町子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和5年5月1日～令和7年3月31日

(敬称略)

役 職	氏 名	区 分	役職等
会長	吉島紀江	学識経験を有する者	京都華頂大学 現代生活学部こども生活学科 教授
委員	岩淵善美		平安女学院大学 子ども教育学部子ども教育学科 教授
委員	豊田信行		島本町民生委員児童委員協議会 (主任児童委員)
委員	盛喜憲子	子どもの保護者	公募
委員	河合澄恵		公募
委員	五十嵐大二	事業主を代表する者	医療法人清仁会 水無瀬病院 作業療法科長
委員	服部行男	労働者を代表する者	連合島本地区連絡会 (島本町教職員組合員)
委員	山崎里美	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	社会福祉法人南山城学園 認定こども園ゆいの詩 園長
委員	山崎深		社会福祉法人大阪水上隣保館 山崎保育園 園長
副会長	永井由美子		島本町社会福祉協議会 副会長

資料5 島本町子ども・子育て支援事業計画調整会議設置要綱

(平成 25 年 9 月 1 日)

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とした子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）の策定及び推進のため、庁内関係部局の職員による島本町子ども・子育て支援事業計画調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 調整会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 島本町次世代育成支援対策行動計画の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 調整会議は、別表に掲げる職員をもって構成する。

- 2 議長は子育て支援課長を、副議長は議長が別表に掲げる職員のうちから指名する者をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 調整会議の会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる職員以外の職員を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 5 条 調整会議には、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、職員のうちから議長が指名する者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、前項の者のうちから議長が指名する。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における審議の状況及び結果を議長に報告する。

(庶務)

第 6 条 調整会議及び部会の庶務は、教育こども部子育て支援課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定

める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

所属部	職名
総合政策部	人権文化センター所長 政策企画課長 人事課長
総務部	危機管理室長
健康福祉部	福祉推進課長 すこやか推進課長
都市創造部	都市計画課長 都市整備課長 にぎわい創造課長 環境課長
教育こども部	教育総務課長 教育推進課長 子育て支援課長 第二保育所長 第四保育所長 第一幼稚園長 生涯学習課長

資料6 用語集

用語集については、最終稿に向けた修正において、新たな内容が盛り込まれる可能性があるため、現段階ではイメージとして捉えていただければと存じます。

【あ行】

預かり保育（幼稚園の預かり保育）

幼稚園の教育課程時間の前後等に、地域の実態や保護者の就労等の理由により長時間の保育が必要な園児を対象に保育を行うこと。

育児休業制度

労働者が育児のために退職することなく、一定期間休業することができる制度。「育児・介護休業法」では、満1歳に満たない子を養育する労働者が、事業主に申し出ることによって育児休業をとることができる。

一時預かり（一時保育）

保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所等で保育を行うこと。

子どもの居場所

物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るもので、すべてのこども・若者が、安全で安心して過ごせる場所。様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高められると期待される。

インクルーシブ教育

人間の多様性を尊重し、障害のある者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させることで、誰もが社会に効果的に参加できる社会を構築する目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶことができる仕組み。

延長保育

保育所において11時間又は8時間の保育利用可能時間の前後に更に預かり時間を延長して、子どもの預かりを行うこと。（延長保育料が必要）

園庭開放

保育所及び幼稚園の園庭を地域に開放し、子育て中の親や子どもの遊び場を提供するほか、子育てに関する相談等に応じる事業。

【か行】

家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。

休日保育

保育所を利用している家庭の保護者が、休日（日曜・祝日）に出勤することにより、保育が困難となるときの預かり保育。

居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。

コーホート要因法

各年齢（又は各年齢区分）について、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という二つの人口変動要因それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法。

子育て支援センター

育児不安等についての相談・指導、子育てサークル等の育成・支援、子育て支援に関する情報の提供等を実施し、子育てを支援する拠点。

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、保健・医療・福祉・教育などの関係機関による切れ目のない支援を行うための総合相談窓口のこと。

子育て支援相談機関連絡会

子育て支援に関わる各関係機関が連携・交流することにより、子育て支援の充実を図ることを目的として、平成 11 年に設置された組織。毎年子育てフォーラムを開催し、育児支援に関する講演や相談を実施している。構成機関は健康福祉部、教育委員会、大阪府吹田子ども家庭センター、大阪府茨木保健所、社会福祉法人大阪水上隣保館 山崎保育園・遙学園、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等。

こども 110 番の家

地域住民・企業、行政機関の自主的な協力の下、「こども 110 番の家」の旗を掲げ、トラブルに巻き込まれそうになった子どもが助けを求め、駆け込んできたときに、保護し、警察や学校に報告する民家や商店。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のこと。これらの法律に基づき、施設型給付及び地域型保育給付の創設や地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実等が図られている。

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。

こども食堂

子どもの居場所づくりや、子どもを見守る環境を整備することを目的に、子どもなどに対して食事の提供などを行う事業。

子どもの貧困対策

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とするもの。

こども 110 番の家

不審者から逃れるために駆け込んできた子ども達の安全を確保する家・商店のこと。「こども 110 番の家」運動に協力している家・商店等には、よく見える所（入口等）に「こども 110 番の家」と書いてある黄色地の旗等を設置している。

教育センター

教育相談や不登校の児童生徒の適応指導、教職員の諸研修の場として活用されている機関。不登校の児童生徒の学校復帰支援のための適応指導、児童の発達や障害に関する相談のほか、教職員研修、園児・児童生徒の作品展示、三島郡教科書センターとして見本教科書の展示等を行っている。

こんにちは赤ちゃん事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に、看護師・保健師・助産師が訪問し、育児への助言や子育て支援に関する情報提供などを行う事業。

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

今後の少子化対策として子育て家庭への社会的支援を進めようと、子育て環境の整備、仕事と子育ての両立のための取組等について、具体的な目標が設定されており、各自治体に平成17年度からの行動計画を策定するよう規定している法律。

施設型給付

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく制度の一つで、保育所・幼稚園・認定こども園に対する共通の給付。

児童の権利に関する条約

世界の多くの児童（児童については18歳未満のすべての者と定義）が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている現状に鑑み、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指した条約。「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」を4つの柱とするもの。

児童養護施設

児童福祉法第41条に規定される保護者のない児童、虐待されている児童等、環境上養護を要する児童を養護し、その自立のための援助を行うことを目的とする施設。

児童発達支援

就学前の障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を提供するサービス。

小規模保育事業

原則0～2歳の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。

ショートステイ（短期入所生活援助）

保護者が社会的な事由により、一時的に家庭において養育できない児童及び配偶者からの暴力等により、緊急一時的な保護が必要な親子等を、原則として1週間の範囲内において、児童福祉施設等に入所させて養育する事業。

食育

さまざまな経験を通じて、食に関する知識と、バランスの良い食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践できる力を育むこと。

スクールカウンセラー

教育現場において心理相談業務全般に関わる専門職のこと。児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケア等に取り組む。

スクールソーシャルワーカー

児童生徒が日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童生徒の社会環境を構成する家族や学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職のこと。

スタートカリキュラム

小学校へ入学した児童が、幼稚園・保育所などの遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム。

総合型地域スポーツクラブ

地域住民の主体的な運営により、子どもから高齢者までが多種目のスポーツに参加できるクラブ。島本町では平成 19 年に「しまもとバンブークラブ」が設立され、スポーツだけでなく文化活動を含めた様々な活動を展開している。

【た行】

地域型保育事業

施設（原則 20 人以上）より少人数の単位で 0～2 歳の子どもを預かる事業。小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業のことをいう。

つどいの広場

0～3 歳児の子どもと保護者を対象に、子どもの遊び場、保護者同士の交流の場を提供し、子育て不安の軽減や仲間づくり等の支援を行う事業。本町では平成 20 年度からつどいの広場「ぱんだのいえ」を開設。

出合いの絵本事業

子どもが絵本と出合い、親子の関係の中で豊かな心を育むように、乳幼児健診（4 か月、1 歳 6 か月、3 歳 6 か月）時に絵本の読み聞かせを行い、こんにちは赤ちゃん訪問、1 歳 6 か月児、3 歳 6 か月児健康診査時に絵本のプレゼント等を行っている。

トワイライトステイ（夜間養護）

保護者が仕事等によって平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童に対し、児童養護施設において、生活指導や食事の提供等を行う事業。

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担う社会のこと。

【な行】

なかよしランド

0～3 歳児の子どもと保護者を対象に、年齢・月齢のグループ別に、子どもの遊び場、保護者同士の交流の場を提供し、子育て不安の軽減や仲間づくり等の支援を行う事業。

乳幼児健診（乳幼児健康診査）

乳幼児の健康の保持増進を図るため実施している健康診査。本町では集団健診（4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳 6 か月児を対象）及び個別健診（1 か月児、9～11 か月児を対象）を実施している。

【は行】

バリアフリー（バリアフリー化）

社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

病児・病後児保育

児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う事業。

ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい人で行いたい人が登録し、相互援助活動を行う会員組織。保育施設・学校等への送迎、保育施設・学校等終了後の一時預かり及び保護者の用事等での外出時の一時預かり等、子育てについての助け合いのコーディネートを行う。

パブリックコメント

町の意見公募制度のこと。町が基本的な施策等に関する計画や条例等を策定するときに、住民にその案を事前に公表して意見を募集し、提出された意見を考慮して意思決定を行い、提出された意見とそれに対する町の考え方を公表する制度。

伴走型相談支援

市町村が妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ支援手法。

母子生活支援施設

母子を入所させて保護するとともに、自立した生活を促進するため、個々の状況に応じ、就労や家庭生活、児童の教育に関する相談及び助言等の支援を行う施設。

【ま行】

民生委員児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々のこと。

【や行】

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた児童等に対する支援体制を強化するため平成18年11月に設置された組織。福祉・教育・保健・医療・警察等の関係機関が連携を図り、児童虐待対応において適切な支援を図るために必要な情報交換を行うとともに、支援内容について協議する。

【ら行】

利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

両親教室（パパママクラス）

妊娠中の方及びその家族が妊娠・出産・育児について必要な知識等を得たり、仲間づくりできる教室（講座）。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、それが実現した社会は、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会と定義される。

【英数】

AI

Artificial Intelligence(人工知能)の略。
人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム。

ALT

外国語指導助手 (Assistant Language Teacher) の略。外国語青年招致事業が創設された際に、外国語指導助手の通称として文部科学省によって作られた用語。

ICT

情報通信技術 (Information and Communication Technology) の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。単なる情報処理にとどまらず、ネットワーク通信を利用した情報や知識の共有を重要視しており、文部科学省「次世代の教育情報化推進事業」等で ICT を効果的に活用した指導事例等について収集し、教員の ICT 活用指導力の向上に取り組んでいる。

SNS

Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービス。

島本町第三期子ども・子育て支援事業計画

発行／令和 7 年 3 月

島本町教育委員会事務局教育こども部保育幼稚園課

〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目 1 番 1 号

電話：075-961-5151（代表）